

第32回平成22年6月与謝野町議会定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成22年6月10日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時12分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 河邊 惠

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人(午前欠席)
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
参事兼企画財政課長	吉田 伸吾	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農林課長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之(午前欠席)
税務課長	日高 勝典	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水道課長	吉田 達雄
会計室長	金谷 肇(午前欠席)	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第1 一般質問

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(井田義之) おはようございます。

きょうも昨日に引き続き一般質問を継続していただくわけですが、昨日から当初申し上げましたように、2回目以降、一問一答方式ということでやらせていただいておりますが、その中できのう感じたことなんですが、通告の中で件名というタイトルがあります。それから、要旨という内容があります。件名について、どうしても一問一答方式になりますと、それに従って要旨からはみ出そう、はみ出そうといたしております。町長の答弁でも、後の方に答弁をしますのだというような言葉も出てきたりしております。できるだけ、基本的には要旨に従って質問をしていただいて、件名の部分については、何々についということで大枠でくくっておりますので、その分についてはできるだけ避けていただきたいなということをお願いしたいと思います。

一般質問は、ご存じのように行政全般についてということですので、全般で結構なんですけれども、要旨に沿った質問というのが基本になっておりますので、その点を改めて皆さん方をお願いいたしますので、よろしく願いいたします。

本日は、足立代表監査委員さん、鈴木教育次長さん、金谷会計管理者兼室長から、橋立中学校校組合の例月出納のため、午前中欠席の届けが参っておりますので、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は18人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

最初に、15番、勢旗毅議員の一般質問を許します。

15番、勢旗議員。

15番(勢旗 毅) 皆さん、おはようございます。

平成22年6月、第32回の定例議会に当たりまして、ただいま議長のお許しをいただきましたので、かねて通告しております観光振興ビジョン、入札開示、私道整備助成の3件について一般質問を行いますので、町長の答弁をお願いいたします。

まず、第一の質問は、観光振興ビジョンをどう生かすか、このことについてお伺いをいたします。既に、昨日の一般質問の中でも2名の議員さんから、観光振興ビジョンのお尋ねもあり、重複する点もあろうかと思いますが、どうかよろしく願いいたします。

この観光振興ビジョンは、現在の基幹産業が非常に厳しい中にあることから、何とか交流人口の増加を図り、そして活性化を図る、こういう思いがあると思っておりますけれども、1年余り経過した中で、基本構想のねらいであります独自の力強い観光振興体制の確立、独自の観光戦略等を展開したいとの思いは、思いとして現実にはまだ次のステップに足がかかっていないのではないか、こういう状況を感じておるわけでございます。

改めて、この点についてお伺いします。

一つは、京都府北部の観光入り込み客は、平成19年度で812万人、これは京都府下の全体の12%であります。与謝野町は、98万人と公表されておまして、これも北部の割合から見ますと12%であります。この数字から見ると、その内訳は、シルクのまちかや、道の駅でござ

いますけれども、ここに40万人、約半分が出雲大社の巖分祠への参拝客、40万人から50万人かと思えますけれども、それが参拝客、このように言われております。このことは、観光振興ビジョンの策定委員会の中でもコンサルの側から、この参拝客を呼びかけ、誘導できるかどうか大きなポイント、このように発言されておりますが、この観光振興ビジョンでは、全く触れられておりません。

二つには、大江山とどうかかわり、特に、双峰公園を今後どう生かすかというプランも十分ではない、このように思っております。昔、丹波の大江山と小学唱歌に歌われ、富士山に次いで有名だと、こういう言われております大江山。大江山連峰の雄姿が見えますのは、与謝野町においてないわけです。国定公園の指定を契機として出されるべき方策がまだ出ていないのではないか、このような思いであります。

三つ目には、ちりめん街道で、町長が重点課題にされております、さらなる活性化についてであります。

四つ目には、具体的にこのビジョンにおけるリーディングプランと申しますか、今後の観光振興を引っ張る、牽引する役目をどこに考えていらっしゃるのか。

それから五つ目は、今、全国の地方自治体や経済団体では、多くのマスコットキャラクター、ゆるキャラが大変な人気になっています。特に、3年前の国宝彦根城の築城400年祭のPRのために誕生いたしました「ひこにゃん」は、大変な人気であります。このことから、与謝野町も素朴でかわいい、このゆるキャラを公募し、イベント等での利用、あるいは町のPRに大きな効果があると考えております。

六つ目には、今年度内には鳥取豊岡宮津自動車道、宮津野田川道路が開通し、野田・天橋立インターが供用開始され、与謝野町内への窓口になりますが、本町への誘客はもとより、京都縦貫自動車道と接続しております。京都府北部と京阪神との交流を促進する重要な路線であり、本町にとっての大きな役割と、今日までの悲願であったわけですが、観光振興ビジョンでは、このことについても全く触れられていない、このように思っております。産業振興ビジョンでわずかに触れられておりますけれども、玄関口の町としてこれを迎える準備というのは、どのような状況を考えておられるのか。

以上、観光振興ビジョンにかかわってお伺いをいたします。

2点目の質問は、入札改革と電子入札制度の導入についてお尋ねをいたします。

平成19年4月から、入札制度の新たな取り組みが始まり、予定価格と最低制限価格の事前公表がされ、入札制度の透明化をより図ることとされてきました。その結果としては、場合によってはくじ引きで落札者が決定することについて、この議会の中でも再三質疑がされてきましたが、その時点で最善の方法との答弁であったと思っておりますが、ここに来まして、全国的にこの方法について問題提起がされ、とりわけ大阪府や佐賀県について、マスコミで報道されたことで、国交省は、くじ引きで落札が頻発する背景として、落札を優先するための工事の積算がずさんになっているのではないか、こういう見解を出されております。

大阪府は、平成12年9月から最低制限価格を事前公表、同額入札でくじ引きをする例として、平成18年度には46%であったものが、20年度には4月から12月までで85%にふえていること。平成19年6月から事前公表しました奈良県でも、くじ引きの場合は、当初の5%から、

昨年度には57%に上昇したと報じられております。

また、佐賀県の場合でも当初の3.3%から48%に増加したと報じられ、この最低制限価格は、不当に安い価格での受注を防ぎ、工事の質を確保するために設定されておるわけですが、予定価格に一定の割合を決めて算出し、この価格を下回る業者は失格する制度です。

これまで言われてきましたように、果たしてきちんと積算根拠に基づかなければ入札できない制度になっているのかどうか、このように思えてくるわけでございます。この背景には、事前公表されている金額から逆算するソフトや、あるいは積算ソフトを使って計算できるソフトも進歩があると言われております。

本町の場合も、昨年4月から今年2月までに122件の入札があり、このうち89本がくじ引きで決められています。72.95%であります。

そこでお伺いしますのは、この施行は平成19年7月から3年経過したわけですが、この最低制限価格の公表制度について、どのように評価をされているのか。

二つ目には、大阪府のケースから、法政大学の公共社会学の五十嵐教授のコメントとして、最低制限価格で入札が並べば、自治体の支出も減るが、工事の質が下がるおそれがあると指摘されています。この3年間の試行から、どのように考えられていますか。

三つ目には、昨年6月議会で赤松議員さんの質問の中で、条件つき一般競争入札、総合評価方式、この二つが検討課題、このように町長は答弁されております。その後、条件つき一般入札での入札も実施されてきておりますけれども、その詳細は明らかにされていない、このように思っております。この条件つき入札方法は、指名競争入札に比べて透明度が本当に上がっているのかどうか。また、総合評価方式の検討はどのようになっておりますか。

四つ目には、与謝野町も国のIT戦略に乗って、全町に光ファイバーが布設されたことで、あるいは布設されることで、電子自治体の仲間入りをいたしました。このことから入札について、当然、電子入札が視野に入っていると思いますが、当初の説明では、21年度ぐらいにはやりたいとお聞きをしたようなんですが、これについてはどのように考えられていますか。また、この電子入札の京都府下の取り組みの状況というのはどのようになっておりますか。

3点目は、私道整備助成金制度の創設についてお伺いをいたします。今度の選挙で、私も町内を何回か回らせていただく中で、自宅へ通ずる私道が道路環境が非常に悪いということで、本当にご苦労されているお家があることを知りました。近所との行き来や、ほぼ公道としての役目といたしますか、機能を果たしている私有道路であるわけですが、本当にご苦労されている例としては、非常に急勾配であったり、家を出たところに進入する橋がかかっているわけですが、これが狭く、川が深くて危険であったり、非常に狭い道のため、舗装や階段がある場合には、手すりが必要な進入路であったりする状況を見てきました。現在では、ほとんど自動車が横づけできたり、あるいは自動車の進入ができるお家がほとんど、このように思っておりましたが、これは大変不都合な状況にあるんだなというふうなことを勉強させていただきました。特に、これらの難しい点は、ほとんど一戸ずつが対象であるということですから、これまでの改修事業では手がつけられなかった、このように思っております。

町では、平成21年度から住宅改修助成制度へ取り組んで、大きな成果が上がっているところですが、このように生活環境の最も重要な部分でありながら、きょうまで個人の責任で放置され

てきたと、私道については思っております。これについては、多くの市町村でも既に生活環境改善を図るという課題に向けて、助成制度の取り組みがされていることを知りました。本町においても、この私道助成制度の創設というのは、出入りが不自由な居住環境で暮らす方々にとりましては、大きな激励になる、このように考えております。ひとつ、ぜひご検討をいただきたい、このように思っております。

以上、3件について、町長の答弁をお願いいたします。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 皆さんおはようございます。

勢旗議員の1番目、観光振興ビジョンをどう生かすかの1点目、観光分野で出雲大社との連携を図れないかでございますが、連携を図ることは、十分可能と考えております。旧町時代には、NTTが天橋立トライアスロンを開催したことがあり、そのゴール地点として多くの方が出雲大社の貴宝殿に集結されまして、その場では特産品の販売なども行われ、交流の場として観光振興にも一役買っていたことがございます。

また、現在も与謝野町観光協会に入会されており、参拝者に観光パンフなどの配布もお世話になっております。今後も、さらなる連携を図ることは十分考えられますので、観光協会や担当課で検討したいというふうに思います。

次に、2点目の大江山観光、とりわけ双峰公園をどう生かすかのご質問でございますが、大山観光は、大きくは二本柱で取り組んでおりまして、一つは、福知山市、宮津市、与謝野町の2市1町で組織します大山観光開発協議会での観光振興と、町独自の取り組みとして大江山のすばらしい自然を多くの方に伝える環境を整えるため、観光協会が昨年度から取り組んでおられますネイチャーガイド養成講座によるガイドの育成と、大江山散策コースの設定でございます。

加悦双峰公園につきましては、老朽化等によりまして、施設の一部を現在、利用中止にしており、施設のあり方につきまして、改修工事等の是非も含めて、今後早急に結論を出さなければならないものというふうに考えておりますが、大江山登山口としては、重要拠点でございますので、登山客や施設の利用者に対するソフト面での対応など、受け入れ体制の充実を図りたいというふうに考えております。

次に、3点目のちりめん街道のさらなる活性化でございますが、観光客に対するもてなしの醸成を地域で進めていただいておりますので、旧加悦町役場の充実とあわせて、ちりめん街道を守り育てる会の皆さんが取り組まれます織物見学施設につきましても、街道の活性化に大きく寄与するものと考えており、それぞれに支援をさせていただくこととしております。

また、今後も街道での積極的な取り組みに対し、支援を行ってまいりたいというふうに思います。

次に、4点目のリーディングプランとしての牽引役でございますが、観光振興を推進するために、観光協会の取り組みが大変重要であるというふうに考えております。

しかしながら、役員や事務局での取り組みには限界があり、会員相互による取り組みと、それに対して町がどのようにかかわっていくかが重要であるというふうに考えております。

次に、5点目のゆるキャラを公募し、町のシンボルとして町を盛り上げることが必要ではとの

ご提案でございますが、現時点では検討は行っておりません。ご提案のゆるキャラも一案でございますので、今後の検討課題にさせていただきたいというふうに思います。

最後に、6点目の鳥取豊岡宮津自動車道の供用開始に向けての対応に関するご質問でございますが、現在のところ、特に対応は考えておりませんが、与謝野町の入り口になります大変重要なインターでございますので、供用までに与謝野町PRできる環境づくりについて考えてみたいというふうに思います。

2点目の入札改革等につきましては、後ほど堀口副町長のほうから答弁をさせていただきます。

最後の3番目についての町道の道路環境が悪い実態があるので、それに対する補助制度の創設をとのご質問でございますが、前日の小林議員の一般質問でもお答えしましたが、毎年、全地区からいただきます建設課所管の要望は400カ所以上に上っており、そのうち実施できるのは約1割弱でございます。公の道路、水路等においても、こうした状況の中で個人に対しての補助制度というものは、非常に厳しいものというふうに考えております。

勢旗議員の思いは十分理解いたしますが、町の状況もご賢察いただき、個人あるいは地域で助け合いをしていただく等、地元で対処していただきますようお願い申し上げたいと思います。

以上で勢旗議員への私からの答弁とさせていただきます

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） それでは、私から2番目の入札改革と電子入札制度の導入を問うについて、お答えをいたします。

過去にも複数の議員から同様の質問をいただいておりますので、重複する部分が多くあるかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

1点目の最低制限価格公表の評価についてでございますが、当町で最低制限価格の事前公表の制度を導入して3年になる中で、指名委員会を中心に、その都度検証は行っておりますが、結論から申し上げますと、ベストではないかもしれませんが、ベターな選択であったということでございます。と申しますのも、最低制限価格を設けること自体は、適正な工事の成果を求めることは当然のこととして、ダンピングの防止や下請業者の保護の観点なども考慮する中で、この制度を推進しているものでございます。

また、事前公表につきましても、参加業者がそれぞれの積算を行い、結果として最低制限価格により応札されるわけですので、その時点で競争原理が働いているものと考えております。

次に、2点目の大阪府のケースからは、最低制限価格で入札が並べば、自治体の支出は減るが工事の質が落ちるおそれがあるとは識者の指摘だがとのご質問ですが、この最低制限価格を採用する一番の決め手は、その工事の質が落ちないために設定するものでございますし、事実、当町が行った工事の竣工検査において、当町が求める工事の質が低下したなどということは一切ございません。

続いて、3点目の条件つき一般競争入札と総合評価方式が検討課題との答弁もあったが、この検討状況と条件つき一般競争入札で透明度が上がったかとのご質問でございますが、当町が条件つき一般競争入札を採用する工事は、町内業者だけでは対応が難しい学校の耐震工事などの特殊工事や、町内業者が少ない建築工事などですが、入札参加資格として、経営規模等評価結果通知書、総合評定通知書の総合評定値や工事实績などを定め公告し、応募した業者の中で入札を行う

こととしております。

また、総合評価方式による入札につきましては、価格だけの基準によらず業者の力量など、さまざまな評価項目により落札者を決定するというこの方式が、最低価格者を落札者とするという従来の最低価格自動落札方式とは異なり、工期や機能、安全性などの技術提案をさせて、その評価点と応札額との組み合わせにより、最も高い評価を受けた者を落札者とするもので、当町においてこの方式を導入するためには、評価をだれが、どのような基準で行うかといった、議員ご指摘の透明性に対するハードルがある一方で、これらの結果については十分な説明責任を果たす必要があることと、最初から評価点の高い業者が落札をしてしまう可能性があるなど、まだまだ課題が多く、今後も引き続き慎重に検討を重ねなければならない課題だと考えております。

最後に、4点目の電子入札制度を考える時期ではないかのご質問ですが、京都府町村会の制度を活用すれば、安価で制度の導入が可能であります。参加業者が一々入札会に出席しなくてもよく、副次的に談合の防止策になるなど、一定のメリットがあることも確かであります。

しかしながら、町内業者の中にはインターネット環境を整えていない業者も多数ある中で、実施をするとしましてもA級から段階を踏んで実施していく必要があると思います。

今後、既にこの制度の試行を実施しております京丹後市や京丹波町などの状況も十分検証しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で勢旗議員への答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それぞれ答弁をいただきました。

まず、観光振興ビジョンについて質問をしたいと思っております。

町長から答弁いただきまして、出雲大社巖分祠のほうとも協力できる体制にはある、こういうことで私ども、それは非常にいいことだというふうに思っておりますが、私も今から相当前なんです、あそこに1回売りに行かせてもらったことがございまして、節分さんですが、大変な人のお参りがあつたんで、売れて、途中で品物がなくなって困ったという記憶を持って、帰れずに、車が多いので。そういうことがありまして、私はほかの自治体を見ても、例えば綾部市さんなんかは、大本教さんみたいなものもありますし、それから、全国にいろんな宗教団体があるわけですが、そういうところと連携をしながら、私はそれぞれ町の部分にもそういったものが載っていると、こういうふうに思っております、もちろんホームページもございまして、私はやっぱりここともう少し連携をすることが、今、90何万人来て、半分はここだということなんです、実際には出雲大社の場合が、例えば近鉄沿線にあります石切神社のように、ずっと長い区間歩いてお参りするような地区になってたらいいんですが、バスで見えると、なかなかほかへ寄られることができないわけですから、その辺が、私は連携をとることによって、いろんな品物が、私はたくさんの人に見てもらえるのではないかな、こういうふうに思っておりますので、ぜひこのところはお願いをしておきたいと、このように思っております。

次に、ちりめん街道につきまして、町長の思いを聞きました。今度の町長選挙に当たっても、特に重点として書いていらっしゃることを見たんですが、一点気になっておりますのは、今度説明を聞きますと、旧加悦町役場を使って観光協会が事務所にされると、こういうふうに聞いておりました、観光振興ビジョンでは、言うたらあそこは一つの重要な施設といたしますか、もちろん

情報発信ということは書いてはございますが、私は本当にそういう観光協会が事務所に使うということが適切なのかな、こういうふうにもまず考えておりました、私はそれでちょっと観光協会が今度あそこをどのように変えようとされておるんかという図面を見せていただきますと、例えばあそこの役場へ来て一番人が皆、ここはいいとこだな思われるんは、町長室の前で写真を撮られると、こういうふうに聞いておるんです。町長室があるのがめずらしい。

ところが、そこを今度は観光協会に全部占領されてします。こういうふうに聞いておりました、果たしていかがなものかな。私は、観光協会の事務局自体は、私は本当は、岩滝町で私は持たれるのが適切ではないかと、こういうふうに思っております、非常にちりめん街道の人でいろいろ頑張っていたいておりますが、あそこは一つの基地、いわゆるちりめん街道の拠点という位置づけはわかるんですが、果たして観光協会の事務所をあそこに持っていくというのが、本当にベターなのかなと、こういうふうに気にしておるんで、この辺のところはわかりましたら。

最初、お聞きをしてあったんでは、商工観光課の中に事務所を観光協会は移されると、こういうふうに聞いておったんですが、その後こういう取り扱いになったというふうに聞いておりますんで、そのあたりの経過が町長はご存じないかもわかりませんが、担当課のほうでお知らせをいただけたらなと思うんです。

昨年でしたか、委員会で鳥取県の智頭町を視察したことがございました。ここも山の町でございますから、そこでまず観光協会の案内所へ立ち寄りまして、そしていろいろ勉強させていただいたんですが、非常に皆、感心をして帰った。商品进行るといふことに、観光協会の職員さんが一生懸命おやりになつとる、そういう状況を見せていただきまして、勉強をして帰ったんですが、今度の場合は、観光協会の事務所と商品进行するだけだと、こういうことを聞いておりました、果たして本当にそれがいいのかなと。どうも私は、机の上で考えられたことだけのよう思えてなるんですけど、そのあたりのことを聞かせていただけたらなというふうに思っております。

私は、観光協会は、今、加悦には道の駅がありまして、そこが一つの案内所としての役割を持っているわけですから、私はそうではなしに、観光協会は与謝野町の中でも岩滝町は大きな観光の拠点ですから、何と申しまして、そこにそういう施設があるのいいんではないかと思っておりますが、まずここまでのところでお願いをいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 巖分祠の件ですけれども、先ほども申し上げましたように、旧町時代から本当にいろいろとご協力いただいております、例えば、社協が取り組んでいます赤い羽根の運動のときなんか、あそこの境内の中まで入らせていただくとか、ほかのイベントのときにもいろいろと場所を提供していただいたりとか、本当に積極的にかかわっていただいております。

そうした中で、今後につきましては、先ほども申し上げましたように、観光協会の会員さんでもございますし、おっしゃるとおり多くの参拝の方がおいでになる。そうした機会に分祠のほうも積極的に与謝野町のいろんな産品等の紹介をしていただいたりやっておりますので、もう少し連携を密にさせていただいて、与謝野町のPRに貢献を、今以上にさせていただくような手だては考えていきたいなというふうに思っております。

それから、先ほどの観光協会の事務所の件ですけれども、そこへ至りますまでの経過等につきましては、もう少し詳しくということであれば、後で商工観光課長に答えさせますけれども、あ

そこを使いましてやると。中のレイアウト等につきましては、十分まだ今後考える余地もございますので、地元の皆さんや町、そして観光協会の意見などを聞きながら、もう少し有効な活用ができるようなことを考えてまいりたいというふうに思いますけれども、今回、観光拠点のちりめん街道の入り口として、いろいろとそうしたことに対するご案内をさせていただくとかいうことで、場所的にはいい位置ではないかというふうに考えておりますし、あの建物そのものが、そうした旧役場跡ということで、非常に風情のあるといいますか、このちりめん街道の入り口に非常に適した場所でございますので、そうした中で活用させていただきたいというふうに考えております。

それから、当初は商工課に置くとかいう話については、私、一切知りませんので、先ほども申し上げましたが、そういった点については商工観光課長から聞いていただけたらと思います。

それから、先ほど、ゆるキャラの話が出ておりましたけれども、商工会青年部の青年の弁論大会といいますか主張大会のときに、与謝野町をPRする機会があるということで、「まめっこまいちゃん」というような、こんなほこっとしたお米の形をした、ころころっとした、そうした物を作成されまして、紹介をしていただいております。それは、商工会青年部の方たちの発案でできた物だというふうに思いますけれども、そうしたゆるキャラなんかを生かさせていただくということや、また、今回もこういうご意見を受けて、皆さん方と検討をしていきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） それでは、私のほうから旧加悦町役場の活用の仕方、これは6月補正のほうの関係で、またご議論いただくことになろうかというふうに思いますけれども、質問の答弁の中でこちらのほうの思いといいますか、経過も含めてお話をさせていただきたいというふうに思います。

そもそも、この旧加悦町役場の活性化ということにつきましては、観光振興ビジョンの作成に当たりまして、活性化拠点というものが必要であると。いろんな各施設が活性化の拠点ではあるんですけども、集中的な管理をという中に、一つ議題といいますか、話題が集中いたしました。

ご承知のとおり、今回も6月補正で出します指定管理者の変更、いわゆる、現在観光協会は、旧加悦鉄道駅舎で指定管理とともに通常の業務を運営しているわけですが、事務局体制の変更等々も含めまして、ビジョンの中にも観光組織の強化という一つの大きな課題もございまして、そういうところから観光協会の内部で、観光協会のあり方検討会という組織立てをされまして、町もそこの中に入りまして議論をした経過がございます。

経過は詳しく申し上げませんが、結果、現在提案させていただいております、旧加悦町役場を拠点とし、現在使っていただいております花皆懂さんとの合同によります活性化を図っていく。また、隣には大きな駐車場、いわゆるちりめん街道の入り口としての機能を今以上発揮することが、今後の観光振興の推進の中の一つのモデルケースとして大きく寄与するのではないかというようなことから、今回、6月補正も計上しました内容も含めて、その形をとらせていただいたということでございます。

それから、具体的な話としまして、中で町長室の活用とかいう関係につきましては、7月1日からそういう形をとるわけですが、ご承知のとおり府の文化財でございますので、くぎを打った

り固定物を設置するということにつきましてははできないことになっておりますので、そこにつきましては移動式、可動式といいますか、そういう部分の中でレイアウトを最終的に決める段階で、お手元にお持ちの図面が決定ということでございませぬので、町長のほうも町長室の活用ということにつきましても、一考を考えるようにと私のほうにも指示を受けておりますので、そういった中でもう少しレイアウトにつきましては検討する余地はあるかというふうに思っております。

それから、観光協会が物産にかかわるということでございますが、当面は、商品の展示からスタートしていきたいと。その中で、組織の強化、事務局も一人、ふるさとの雇用対策で1名雇用いたしておりますので、その形の中で物が売れるかどうかというあたりにつきましても、体制づくりも含めて検討をしていくということで、当初は展示のみ、今後はそのような販売の展開もあり得るということでございます。

それから、道の駅との連携も必要でございますので、連携会議、多田議員の質問にもございましたけれども、施設関係の連携会議もそういった中でとりながらやっていきたいというふうに思っております。

それから、町が事務局を担うという話は、あり方検討会の中ではございましたけれども、経過の中では、現在でも職員が事務局を持つということではなくて、担当職員が理事会等にも参加いたしまして、町とのネットワークづくりはしておりますので、その範囲の中で、観光協会自身の活性化をお世話になりたいというふうに思っている現状を報告させていただきまして、答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 出雲大社の関係については、ちょっとひとつよろしく願います。と申しますのは、どこも、いわゆる憲法との関係でちょっと腰が引けるところが多いんですね、自治体も。思うんですが、そのところは、そういう間違っただけではないと思います。よろしく願いたいと思います。

それから、事務所のやりとりにつきましては、今、商工観光課長から聞いたところでして、また十分地元と調整をしていただく時間があるだろうなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それから、大江山の関係と双峰公園にかかわってでございますが、大江山はご承知のように、杉上議員さんの話の中に、福知山千年の森の構想がございました。これは、福知山市さんがやられて、山に係るんですが、ここは非常に天然林が多いということで、こういうことができるんですが、私どもはなかなかそういうことにはいかないんですけれども、いわゆる大江山というのは南限と北限の植物が非常に交差をしているということで、貴重な動植物や、あるいは地質においてもそういった部分があると、こういうふうに認識をしております、ぜひネイチャーガイドさん等が、十分そういった案内やら、またそういう費用ができますように、ぜひ町も支援をお願いしておきたいなというふうに思っております。

それから、観光振興ビジョンでもう一点だけ。実は、昨日、多田議員さんからのお話の中で、町長の答弁で、いわゆるイラストの使用のお話がございました。イラスト観光ビジョンのそのお話がございましたが、私は現在の町が持っている著作権といいますか、あるいは商標登録につきましても、どうも一般への活用させるのが時間がかかり過ぎると思うんですよ。ぜひ、

そのところについてもお願いをしたいと、このようにお願いをしておきたいなと思っております。

ひとつそういったことで、観光振興ビジョンについては、何とかこのことが大きく町の観光に寄与するように、ひとつお願いをしておきたいと思っております。

それでは、副町長からいただきました入札改革につきまして、お尋ねをしておきたいと思っております。昨年の6月の入札の状況をいろいろ見てみますと、14件の物件が出ましたが、14件ともくじ引きで落札者が決定をしておる。それで、昨年の10月の入札会では、21件の入札に対しまして19件がくじ引きですから、90.47%ですね。このように、私は一考を要するのではないかなというふうに思っておりますのでございます。

それで、幾つかの府県や市町村でも、こういう状況から見直しの機運が進んでおる。それで、こんな数字が出るということは、いささかはばかられるという状況でありますので、ぜひ早急に検討をお願いしたい。

例えば、佐賀県のある市の例を見てみますと、最低制限価格が3,207万5,239円という価格が決められたと。このケースの場合、参加した業者が、全く円まで、3,239円ということで、くじで落札が決められたケースが報道をされております。この例から見ましても、入札時において工事内訳書が、入札時において内訳書が業者の方は出されるわけでございますが、その額は、公示された最低制限価格と当然一致した額になっておるということで、このことから、私は内訳書が出ているから適正化の促進になっているということにはならないのではないかなというふうに思うんですのと、それからもう一点、せんだって、ある情報誌の中で、与謝野町の1月の入札のことが報道された部分がありました。これは、何も誤りでもないですし、間違いではないんですが、そういうふうに非常に関心を持たれておるということでございますので、このところを本当に100%こういうことが続いても、本当にいいのかどうか。そのところのあたりと、それから、内訳書が出ているからということではならないのではないかな、このところを副町長お願いしたいんです。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 何回も申し上げますけれども、出雲大社については、今後協議はさせていただきたいというふうに思いますし、大江山の件につきまして、おっしゃるとおり北限と南限の交差するところ、高山植物が低い山であってもあるという、そうした非常に貴重ないろんな植物、あるいは動物、昆虫類等々もあるようでございますので、そうしたのもうまくご紹介できるような、そういうシステムをぜひつくっていきたいというふうに思っております。

それから、シンボルマークといいますか、与謝野鉄幹さん、晶子さんらしき男女のマークですけども、早くからそれを使いたいという、そういう希望も出されているところもございました。確かに、若干の時間的なおくれがございました。今後につきましては、できるだけ、もうあらかた整理ができていますので、そうしたものを使っていただいて、きちっとある程度の整理といいますか調整といいますか、町でも管理ができるような形での使用の仕方ということは必要だというふうに思いますけれども、そうしたことでご利用いただけたらというふうに思います。

そうした点で、今後、いろんな少しの工夫で大きく与謝野町がPRできるような方法は、今後も引き続き考えてまいりたいというふうに思います。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） お答えをいたします。

議員が今、具体的に数字を上げておられましたが、確かに両者、A、B、C、Dというランクがあるんですが、ランクによったら、あるいは、ご指摘のように非常に最低制限価格で各社が金額が同じで、結果、抽せんで業者を決定するという事例が多いことは事実でございます。最低制限価格の事前公表制度を導入する時点から、このことは一定予測はされたことなんです、現状はそういう状況でございます。

先ほども申し上げましたように、今の状況が決してベストではないと考えております。指名委員会の中では、電子入札の問題についても、あるいは最低制限価格のあり方につきましても議論はいたしておりますが、まだ具体的に成案を見てないという状況でございます。

それから、先ほど内訳書のお話をされておりました。内訳書について、議員のお考えもあろうかと思いますが、毎年指名委員会の中では、入札制度、あるいは指名制度についていろんな改善・改革を行っております。その一つが、今年度に入りましてから、業者が入札に当たって必携であります入札心得を一部改定をいたしました。それは、入札箱に投函をされる入札書の内訳書の改善を図ったところでありまして、それは自分の会社ではこういった積算根拠で金額をはじき出していますということで、透明性の向上を図る一環として、入札心得の改善も行っております。

先ほど申し上げましたように、今の状態が決してベストではないというふうに思っておりますので、いましばらく検討の時間がいただきたいと思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 今、副町長さんから、あるいは前段の部分では町長からいただきました。

今、副町長からいただきました電子入札の関係ですが、私はやはり京都府下の状況を先ほどお聞きしましたが、今、行政の方向はワンストップ行政であるとか、あるいは電子自治体であるとか、Eジャパン構想に乗って、そういうふうの流れでおるわけですから、ぜひこれは、先ほど副町長言われたように、インターネット環境の整備が必要な業者の人があるというふうに思っていないんですね、もう。町も頑張ってやってもらっておりますから。

だから、したがって、私は電子入札につきましては、機は熟しておるのではないかな、このように思っております、この場合、電子入札でもうちょっとお尋ねしたいのは、京都府で例えばそういうシステムがつけられるような状況になっておるのか。あるいは、町でつけるのか、あるいは国交省もおつくりになっているわけですけど、その辺のところはどういうことになっておりますでしょうか。

大体、あれは3年は私、準備にかかると思ってるんですよ。そのところは副町長、どうでしょう。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 詳しくは私も承知してないんですが、一つの方法としては、先ほど申し上げました京都府の町村会の制度が安く利用できるということ。

それから、以前の本会議でもお答えしたと思うんですが、京都府の電子入札制度を活用させていただくことも可能です。これにつきましては、22年度に入って、それ以前よりも安く利用ができるというふうに聞いておりますし、そういうふうに認識をいたしております。

例えば、京丹後市や京丹波町などがどういった方式でされてるのかは、まだ詳しくは承知をいたしておりませんが、私の頭の中には、とりあえずその二つはあるだろうと思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、副町長にもう一点だけお尋ねをしておきたいのは、条件つき一般競争入札ですね。これもよその場合見てみますと、例えば、何千万円からこれに付するとか、そういうところが多いわけですが、先ほどお聞きしましたところでは、工事によって、これはこれに該当させる。あるいはA級ならA級とか、そういうことが必要な場合はこうするとかいうようなことだったんですが、現在のところでは、その都度そういうことが決められておると、そういうふうに理解したらよろしいか。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 条件つき一般競争入札ですが、先ほど申しあげましたように、町内業者だけでは数が少ない、対応が難しい。例えば、学校の耐震工事など。

それから、大手の建築業者が町内には少のうございますので、そういったものを対象にいたしております。これは、指名委員会でその都度決定をいたしております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、最後に町長に、私道整備助成制度について、再度要望しておきたいと思っております。財政状況の話が出ました。これは、なかなか私どもよく存じ上げておるわけですが、ただ、住宅改修制度でも、なぜこれだけの効果が出ておるかといいますと、それが直接町内で使われて、またそれがさらに波及していくと、こういうことになるだろうと思う。この場合も私は、私道助成制度の場合もほとんどそれに似たようなことだなというふうに思っておりまして、私も実際にどのぐらいの状況があるのかいうことを十分把握はしていませんが、何件か見たところでは、そういう非常に厳しい状況にあるなというふうに感じております。

なかなかすぐということにはなりませんし、ひとつそういったことの、きょう私どもが提起をさせていただいたということで、ぜひご検討をお願いをしておきたいと思います。

こういうことについて、今まで全く要望というのはなかったというふうに理解したらよろしいでしょうか、このことだけお尋ねして終わります。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 建設課長のほうからお答えさせていただきます。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えしたいというふうに思います。

先ほどの町長の一般質問の答弁にもございましたように、24区のほうから多数の要望がございます。確かに今、議員おっしゃいましたように、内容を調査していきますと、私道、いわゆる公の道ではないというふうなところのご要望もいただく件がございます。

しかし、大半もうほとんど9割以上の部分につきましては、そういうふうな町道だとか、あるいは公の水路の部分についての整備の必要性というふうな要望が来ております。

したがって、例えばそういうふうな私道の制度をつくった場合には、当然、いうたらそこに予算張りつけるということになりますと、今まで要望してもらった公の予算が減るだとか、そういうことが考えられまして、また、区のほうからもそういうふうなご批判が出てくるかもわ

かりません。

したがいまして、今のところこういうふうな整備をさせていただいていると。公の道路の部分について整備をしておるといふなことでご理解をいただきたいと思います。

1 5 番（勢旗 毅） 終わります。

議 長（井田義之） これで、勢旗毅議員の一般質問を終わります。

1 0 時 4 5 分まで休憩いたします。

（休憩 午前 1 0 時 2 7 分）

（再開 午前 1 0 時 4 5 分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

1 4 番、糸井満雄議員の一般質問を許します。

1 4 番、糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。通告に従いまして、私は役場庁舎の統合問題につきまして、若干 4 年前の合併時のことを思い出しながら質問をさせていただきたいというふうに思います。

私たちは 4 年前、町民の皆さんの意向を尊重しながら、新しい社会状況と将来を見据え、次代に対応した新しいまちづくりを考え、チャレンジするための枠組みとして、3 町合併に同意、成立したところでございます。

そして、地域コミュニティ、自助・共助・公助の協働を大切に、ハードよりソフトを大切にする、こんなことを視点に置きながら、自立を目指し、すべての住民が参画と協働の中から、安心・安全な災害に強いまちづくりを目指し、もって夢と幸せに向かって元気の出るまちづくりを目指すことを基本理念として、野田川流域 2 万 5, 0 0 0 人の地域住民の幸せを第一とする新しい町へ第一歩を踏み出したのであります。

そうした中で、合併協議において庁舎問題が論議されました。すなわち、総合庁舎方式と分庁舎方式、これが大きくローズアップされまして、協議の結果、庁舎の有効活用、あるいは財政状況などから、現在の分庁方式となったのであります。これは、皆さんもご承知のとおりだというふうに私は思っております。

さらに、本庁舎の位置決定までには紆余曲折がある、大きなエネルギーを費やしての決定であったと思います。加えて、旧 3 町の同意を得ながら、受け入れのための本庁舎内の改装が約 2 億 5, 0 0 0 万円の費用を投じて改修された経過がございます。本庁舎問題については、3 町合併協議の中でも最重要事項の最たるものでありました。合併基本協定 5 項目の一つであります。

特に、旧岩滝町民にとっては、合併の可否を決定する一つの大きな要素であったことは否めない事実であり、合併を推進する上で、町民にとっても心の大きな支えでもあったと思います。ちなみに、4 年前の 1 市 4 町の合併協議では、新庁舎の位置問題が調整がつかず、これがすべてではございませんが、これが原因の一つで、合併が不可能となったことなど、合併に至るまでの経過は、まだ記憶に新しいものがございます。

それだけに、今後、法律的な行財政運営を進めるためだとしても、合併に至るまでの歴史的な経過を尊重し、また熟慮するならば、本庁舎問題、すなわち庁舎統合問題は、十分な検討と慎重な対応・配慮が望まれるところございまして、さらに庁舎問題は、行政組織の根幹にかかわる

問題でもあり、また、住民サービスに直接影響を与えるだけに、軽々に論ずるべきでないと思はいます。

しかるに、4月8日付、京都新聞記事に、3庁舎を加悦庁舎に統合するとの町長談話が発表されました。突然のことでもあり、私たち議会人も知らない、思いも寄らない新聞記事に、驚きと戸惑いを感じたところでもあります。しかも、これが議会議員選挙のちょうど最中でございます。中日でもありました。多くの町民の方々からの問い合わせ、あるいは質問を浴びせられました。困惑と同時に、この記事が大きく選挙戦に影響を与えたことは、ゆがめない事実であり、遺憾に思うところでもあります。

自治体の首長の発言は、非常に重いものがあり、この影響は大きなものがあると思はいますが、町長の意図するところは何であるのか。また、何を目的に発表されたのか、その真意と考えをお伺いしておきたいと思はいます。

以下、5点について、ともにお伺いをしておきたいと思はいます。

一つには、本庁舎の位置は基本5項目の中でも最重要事項であり、この協定内容をどのように認識されているのか。

また、二つ目には、加悦庁舎統合は、いつ、どこで、どのような機関で、また、どのようなメンバーで決定されたのかお伺いをしておきたいと思はいます。

三つ目は、加悦庁舎への統合は、私は町民合意が必要ではないかなというふうに思っております。発表されたからには、私は町民合意があったのではないかなというふうに思はいますが、できてはというふうな判断をされたのかどうかお伺いをしておきたいと思はいます。

また、四つ目は、その時期の新聞発表の意図するところは、また、目的は何であったのか、お伺いをしておきたいと思はいます。

最後に5点目として、今回の町長の談話は、旧岩滝町民の感情を逆なでするもので、一体感の醸成に水を差すものでありました。逆効果と私は思はいますが、いかがお考えかお尋ねをしておきたいと思はいます。

以上、質問いたしますので、よろしく答弁のほどお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 糸井議員の役場庁舎の統合についてお答えいたします。

5点に分けてのご質問でございますが、一括してお答えしたいというふうに思はいますので、よろしくお願ひ申し上げます。

平成18年3月1日に加悦町、岩滝町、野田川町の3町が合併して与謝野町が誕生し、早いものであれから4年3カ月が経過いたしました。当時の合併協議での新町の事務所的位置につきましては、まず、既存庁舎の有効活用を基本とし、そして一つ目には、新町の事務所的位置は、与謝野町字岩滝1798番1、旧岩滝町役場とし、旧加悦町役場並びに旧野田川町役場に支所を置く。2として、2支所にも本庁機能の一部を置く。なお、議会部門は、旧加悦町役場に置く。3、本庁舎及び支所に総合窓口を置くとされております。

合併当時は、約320人の町職員を収容する既存庁舎がないことから、既存庁舎を有効活用し、岩滝庁舎を本庁舎とし、加悦、野田川庁舎は分庁舎とすることになり、その当時としてはこの選

択でよかったというふうに考えております。

しかし、合併後の総合計画審議会、行政改革推進委員会では、この分庁舎の問題につきましても議論をされ、総合計画では、分庁舎方式の検証を行い、総合庁舎方式へ向けて検討します。また、そのために検討委員会を立ち上げますとされました。

また、行政改革大綱でも各庁舎の維持管理に多くの費用が費やされている現状や、職員のかなりの人数を地域振興課に配置しており、これらの必要性を十分検証し、その是非を含めて効率的な組織体制にする必要がありますとされているところでございます。

このように、当時としてはよい選択であっても、合併して4年3カ月が経過し、約40人の町職員が減少していることや、各種委員会でのご意見をいただいていることなど、役場庁舎に関する状況も大きく変化しております。そろそろ総合庁舎への移行についての議論を始める時期に来ているのではないかというふうに思っているところでございます。

総合庁舎の検討につきましては、平成20年度にまちづくり及び行政改革推進本部の中に庁舎検討ワーキンググループを設置し、検討をさせてまいりました。そこでの検討は、一定の条件、すなわち新庁舎は建設せずに現在の3庁舎を利用して、総合庁舎方式に移行できないかという前提で検討を行いました。

その検討結果といたしましては、面積的なこと、周辺施設のこと、合併特例債のことなどから、総合庁舎としては加悦庁舎が適しており、合併特例債が活用できる平成27年度という期限が示されており、また、3庁舎の維持管理費に毎年4,000万円程度を必要とすることなどから、与謝野町の行政規模では、引き続き3庁舎を維持・利用していくことは、将来の安定した財政運営のためには困難であり、庁舎の維持管理費を必要最小限にとどめる努力が、今後は求められます。そのため、効率性の面からも、総合庁舎にすべきであり、その一つの案を提案し、議論のスタートを期待するとされているところでございます。

このように、加悦庁舎の総合庁舎化は、庁舎検討ワーキンググループの一つの案であり、総合庁舎を加悦庁舎に決めているわけではないことをご理解いただきたいと思いますし、町民の皆様には、まだ何も提案したわけではありませんので、合意ができているというような判断はいたしておりません。また、仮に総合庁舎に移行いたしましても、住民サービスの低下につながらないような各種方策も考慮しなければなりません。

こうした文脈の中での話であり、4月8日付の新聞記事につきましては、加悦庁舎に統合することになるだろうという部分のみを取材の中身から抜き出したもので、新聞社にも抗議をいたしました。しかしながら、結果的に大きな皆様に誤解を生じさせましたことにつきましては、おわびを申し上げたいというふうに存じます。

合併をいたしまして4年が経過し、私の任期も2期目に入りました。今回の選挙では、取り組みたい重点課題といたしまして、庁舎の統廃合も掲げており、そろそろ議論をスタートする時期に来ているというふうに考えております。

ことしも全24区で町政懇談会を開催してまいります。この問題につきましても、先に結論ありきではなく、町民の皆様の問題を提起いたしまして、いろいろな意見のキャッチボールを繰り返しながら、町民の皆様のご理解を得て、よりよい方向に進めてまいりたいというふうに考えております。

そうした意味で、議員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。また、この中で、なぜ今の時期、こうしたことを言ったのかという点につきましては、今回の選挙の中では明確にマニフェストという形ではなかなか皆さん方にお伝えする時間的なこと、あるいはそうした期間もございませんでしたが、選挙をするに当たって、私のお約束、マニフェストとして、こうしたことを今後に取り組みたいということを選挙前にお示しをさせていただいておりました。その結果、無投票ということで、今回の町長に再度、再選させていただいたわけですが、この4年間に今後の取り組みたい重点課題等についての取材でございましたので、その中で答えた、その中の一つであるということでご理解を賜りたいというふう存じます。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 今、答弁をいただきましたが、町長が加悦庁舎に統合するというその基礎は、まちづくりのワーキンググループ、あるいは行革の委員会の中での話といたしますか、決定事項ではないかもしれませんが、それが望ましいというふうなことで、一応の考え方がこの中で出されておるといふふうに、今お伺いしたんですけれども、私が聞きましたところによりますと、まちづくり委員会の中でもそんなことは論議してない。

また、行革でもそんなことは話してない。これは、禁句だから言っちゃいけないというふうには聞いておるんですけれども、その辺は私の認識違いでしょうか。町長、どうでしょう。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 若干、説明させていただきますと、先ほど申し上げましたように、総合計画審議会の中でも、今後、総合庁舎方式にしていくべきだというふうなご意見があった。そして、行政改革推進委員会のほうでも、今後の財政的なことを考えると、今の分庁舎方式ではなく、総合庁舎方式への、そうした検討をし、そして、そうしたことを十分検証した上で、効率的な組織体制にする必要があるというご指摘を受けたということでございます。

それらを受ける中で、平成20年度にまちづくり及び行政改革推進本部といたしますのは、これは町の中の課長等以上の者で組織しますまちづくり本部会の中で、こういった点が出てきているので、これについて条件は新庁舎を建てずに、現在の3庁舎を利用して、総合庁舎方式に移行できないかという、そういう条件をつけた中での検討をさせたわけでございます。

その中身につきましては、きちっとワーキンググループの資料、並びに検討結果、それらを踏まえまして、私のほうに答申を出してくれました。前回の、今まで庁舎問題につきましては、多くの議員さんからも質問をいただいております。平成19年3月3日には有吉議員さんから、地域間格差・拡大の中での町行政運営、総合庁舎への道のりについて。また、平成19年9月議会には、井田議員さんから、3庁舎から2庁舎へ、そして総合庁舎へ移行と、その目標設定のご質問を受けておりますし、さらに平成19年12月には、今田議員さんから、分庁舎の検証・検討も含め、効率的な組織体制とはというふうなご質問も受けておりますし、一番近々のものにつきましては、平成21年9月議会で、井田議員さんの総合庁舎への移行に対するご質問を受けております。

その中で、ワーキングチームが出してくれました検討結果の概要を、この議会でも述べさせていただいて、そして、議員の皆様にも議会の中でこれらの中身を公表するということが、町民の皆様にも公表をさせていただいて、一つの今後の論議をしていく材料として提供させていた

だいたところでございます。この中でも議論を重ねて、総合庁舎の問題をまとめていきたい。そして、まとめていく期限については、合併特例債が利用できる平成27年度が一つの区切りであるというふうに考えているという旨も答弁をさせていただいております。

その中で、どこに庁舎を置くのかについては、当然、今後の論議が必要である中で、一定のそうした検討結果等も皆さん方に公表したということでございます。これにつきましては、どこで、まだ何も決まっておりませんということでご理解がいただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 町長が言われるように、総合庁舎方式の検討というのは、私も理解はしておるわけです。これは、第1次与謝野町の総合計画の中でも明らかこうたっておるわけですね。分庁方式の検証を行い、総合庁舎方式に向けて検討しますと。そのための検討委員会を立ち上げますと、こうなるとるんです。

ですから、私はそこで決められたことを町長が発表されるんだったら、私は何も言いません。ですけども、まだ検討委員会も私はできてないんじゃないかなと思うんですけども、検討委員会は立ち上がるとるんでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） まだ立ち上がっておりません。ですから、今回の選挙戦を機に、そうした論議を始めていきたいと、そういう意思表示をしたというふうにお受けとめいただけたらと思っております。

ですから、これを受けまして、今後こうした内容についての検討委員会等を、一般の住民の皆さん方も含めた中で論議をしていく必要があると思っておりますし、それらのことについて、また町政懇談会、あるいはそうした中でももう少し詳しくご説明させていただく、そうした機会も持っていく必要があろうというふうに思っております。

要は、これからキャッチボールを始めましょうという1投目を私のほうから皆さん方に投げかけたということでご理解がいただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 一つの石を投じたというふうに言われるわけですが、私は町長は、総合庁舎方式について検討をしていきたいと。そして、その総合庁舎は、面積だとか耐用年数だとか、あるいは周囲の地理的な条件だとか、近隣市町との関係だとか、いろいろな条件を総合して考えた中で、今後、検討委員会で決めていきたいと、こういう発表だったら、私は何も申し上げるところはないわけですけど、新聞紙上の活字で、加悦庁舎に統合するだろうと。私は、するというふうに言いましたけれども、する、あるいはするだろうというふうに言われておるわけですけども、私はこの発言は、大変私は重要だというふうに、私は今でも思っております。

私らが言うことばなら、それはいつでも消しゴムで消していくわけですけども、少なくとも行政の最高責任者の発言であります。だろうであろうと、町民は加悦庁舎に統合されるという認識です。これは間違いなし。

ですから、私は長としての発言は、私は大変重いものがあるというふうに思っております。私は、こんなことを言うのは、町長に大変失礼かと思っておりますけれども、綸言汗のごとしという言葉がございまして、ご存じでしょうか。綸言というたら、字引で引きますと、天子の言葉ということです。今ふう置きかえたら、私の解釈ですけども、いわゆる国であれば内閣総理大臣、自治

体であれば都道府県では知事、地域行政の中では市町村長だろうというふうに、私は偉い人の言葉だというふうに思っております。

汗というものは、一度体内から体外へ出たら、二度と返ってこない。それだけ、その偉い人の言葉は重いものがあるということでございます。ですから、あの町長の京都新聞の発言というものは、大変私は重要なことだろうというふうに思っておりますけれども、その辺については町長、いかがお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたけれども、いろいろな会話をする中でのことございまして、具体的に加悦庁舎にするというような明言をしたつもりはございませんでした。いろんな常識的なことから考えてくると、加悦という線が大きく残ってくるだろうと。だけど、これについてはこれからの論議であって、一番最後の記事ほうにあるんですけれども、そこだけをぼんと、話を聞かれたのは、その中身は後ろのほうで聞かれた話なんですけれども、お互いのキャッチボールの中で、今後みんなで決めていくんだという旨の発言をしていたわけですが、その中の加悦庁舎が耳に残ったのか、その部分だけが3庁舎の統合、そして加悦庁舎になるだろうという言葉が出てしまったということで、おっしゃるとおり、全く言ったことではない、文脈の中かからとられたということであっても、そうしたことについては、糸井議員のおっしゃるとおりだというふうに思いますし、言葉の発言の難しさを改めて感じております。

そのことにつきまして、あれが出たすぐに、京都新聞社にも抗議を申し入れました。しかし、一たん記事になったものについては、なかなか言った言わないということになりますので、そのことについては申し上げましたけれども、そのままということでございます。

そうした意味で、非常に今回の記事の内容については、軽率であったというふうに感じております。住民の皆さんに混乱を与えたということについては、申しわけないことだというふうに思っております。おわびいたします。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） そういうことで、今、町長から非常に誤解があったというふうな発言があったわけですが、一たん新聞に出ますと、なかなかそれを取り消すことは、なかなか私は難しいんじゃないかなと。いわゆる、町民の感情として、非常に嫌な空気が、今漂っておるという状況でございます。私は、こんなことは余り申し上げるのは本意ではございませんけれども、私のところにいろいろと話があるわけですが、合併してもいいことは一つもないと。この際、昔の姿に戻れないだろうかというふうなことさえ言うてこられる方もあるわけです。

私は、やっぱりそんなことは、時計を逆戻りさせることはできないというふうに申し上げておるわけですが、町民感情とすれば、やっぱりそういうことが先立ってくるわけですね。だから、やっぱりそういうことの私は重大さというのはあるだろうというふうに思うわけです。

それで、我々は廃置分合でこういうふうに合併いたしました。自治法の7号に規定をされております廃置分合には四つのパターンがあります、ご存じでしょうか。申し上げますと、一つは分離、一つは分立、一つは合体、一つは編入、この四つのパターンが、廃置分合のパターンです。三つ目と四つめの合体と編入は、これは市町村合併です。合体というのは、我々がした対等合併ですし、編入というのは、福知山市がされた合併の方式です。分離というのは、一つの自治体を

複数の自治体に分離することが分離と言われておりますし、分立というのは、一つの自治体をそのままにしておきながら、一部の地域を分離して新しい自治体をこしらえると、これが分立であります。ですから、この分立ができないかという人さえ出てきておるわけです。

私は、町民に、町民からしてこういうことを言わせるというふうな施策が、私はいいかどうか。町長は、杉上議員の質問の中で、町民の声を聞くということに力を入れて施策を進めてきたとおっしゃっておられましたし、また、合併の大きな使命は、一体感の醸成が課題だというふうに答弁をされておりました。私もそうだろうというふうに思いますけれども、こういう記事が出ますと、私は一体感の醸成に水を差すものである、このように思っておりますけれども、町長はいかがお考えでしょうか、お尋ねをしておきたいと思っております。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、糸井議員からお聞きしまして、そういう思いを持っておられる住民の方がおられるということについては、非常に残念なことであり、申しわけない気持ちもするわけでございますけれども、庁舎を一つにするということは、私はむしろ三つの町が初めて一つの町として結集できたと、一つになったと、そうした意味で、むしろ前向きにとらえております。それぞれの旧町にそれぞれのあったところが、一つの町になり得たということであろうと思っておりますし、そのためには、そういうことが図れるような、住民の人に、先ほども申し上げましたけれども、今まで以上にサービスが低下することのないような手だて、あるいは今以上に一人一人の住民の皆さんの声が聞けるような、そういうシステムをつくっていくということが大事だろうというふうに思っております。

きのうから始まりました町政懇談会も、そうした意味で、そうした町政懇談会の中で皆さん方のいろいろなご意見を聞かせていただく中で、最終的には判断をしていくべき内容であろうというふうに思いますので、そうした一つ一つの小さな積み重ねを、また住民の皆さんの声も聞く機会をそれ以上に、もし最終的にどうするかという結論を出すときには、もう一度合併をしたときと同じように、この問題だけについてでも住民の皆さんとの対話をする、そうした機会を設けていきたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 我々は、合併しまして4年。合い言葉として、やっぱり合併してよかったと、こういう町をつくっていききたいということで、皆、意思統一を図り、今日まで努力をしてきて、議員さんもおられるわけです。町の皆さん方も同じだと思うんです。やっぱり、合併してよかったなというふうに町民が等しく思うようなまちづくりに、皆さんは努力されてきたというふうに思うんです。また、これからもそれに向かって、私は努力をしていく必要があるだろうというふうに思いますけれども、こういうことが出てきますと、非常にそこら辺にブレーキをかけるという結果になったことは、非常に私は残念に思っております。

ちょうど今、町政懇談会が開かれております。昨日は、弓木で、私の地元でございますけれども、きのうはおとなしいものでございました。これから、岩滝地域のほうでも各6カ所であるというふうに思いますが、私は必ずこの問題が町政懇談会の中で、私は出てくるというふうに思います。

だから、町長は、誠意を持って、この問題について町民に説明をしていただきたい。できれば、

この場でも発言を取り消していただきたい、このように思うんですけれども、町長いかがでしょう。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 誠意を持ってやっていきたいというふうに思います。しかし、議会の中で発言した内容であれば、取り消しということもできますけれども、相手、京都新聞記者との話の中で、向こうが受けとめられた中身を出しておられるということで、そういうとらえ方をされたということについての私のミスはあったかというふうに思いますけれども、それを取り消すということは、記事そのものを取り消すということではできないと思いますけれども、先ほど来述べておりますように、そうした総合庁舎へしていくべき、そういう時期に来ているということ踏まえた上で、今後においては、先ほどもおっしゃいましたように、面積的なこと、あるいは職員の数、あるいは組織の形態、また、庁舎の持ちます機能等々、今後議論をしていく、そうしたものを踏まえた上で、最終的な結論を出したいということについての気持ちは変りございませんので、そうした旨を皆さん方にお伝えし、ご理解をいただくような努力をさせていただきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 町長の考え方といいますか、大体わかったような気もするわけですが、非常に私は今回のこの一連の発表については、残念に思うところでございます。

したがって、これから行われます町政懇談会においては、ぜひとも町民の方々に対して十分なる説明をお願いしたいなというふうに思っております。私がかここで申し上げるとするのは、一体感の醸成ということを行いながら、そういうふうなマイナスの施策を出すということ。出すというのはおかしいかもしれませんが、そういう施策があらわれるということについては、非常に私も残念に思うわけでございます。

合併した町でございまして、先ほども申し上げましたように、合併してよかったなというふうなまちづくりに皆さんが努力されておるわけですから、そういうふうなことで水を差すということについては、非常に残念に思っておるところであります。

それから、総合庁舎の決める中で、私はいつも町長が言われておるのが、いわゆる職員を320から100名ほど減らして、その人たちの、いわゆる継続的にその人たちを面倒見るといえますか、職員の配置はそのまま続けることについては、財政上できないというふうな観点から、総合庁舎方式というふうに言われておりますけれども、私はそうではなしに、総合庁舎方式というのは、まちづくりの中でどうあるべきかという位置づけの中で総合庁舎方式という、いわゆる本庁の位置というのは決めるべきではないかなと。職員の数によって総合庁舎を決めるべきではない。まちづくりの中で、その庁舎がどこにあるかということが、私は一番大事なんだろうというふうに思っております。その辺については、町長いかがでしょう。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 決して人数が減って、その職員が減った、また、財政的なことだけではないというように思っております。当然、まちづくりの中でどうあるべきかということが大事かというふうに思いますけれども、しかし、合併をしました大きな理由の一つには、それぞれの町が単独では大変厳しい。そういう中で、スケールメリットを働かせて、そしてスリム化を図ることによ

て、また、職員についてもそれぞれが専門性を持った中で仕事を進めていくというようなこともございましたし、何よりもその中では、町民の人たちにとって、役場というものがどういう、学校と同じように一定の心のよりどころであるというふうにも思いますので、そうした中でどういった場所に、限られた条件の中で最上の方法を見つけていくというのが、今回考えるスタートに、それらも含めて考えるスタートにしたいというふうに思っております。

本当に合併してよかったなと思えるのは、今の今、なかなかそうしたものは出てこないかと思えますけれども、一つ一つの積み重ねが、将来にそうしたことで生きてくるような施策を進めていきたいというふうに思っております。なかなかこうであればよいのという理想はあっても、現実となかなかそぐわないところがございますし、それらもできるだけ多くの皆さんの要望、希望となり得るような、そういう施策を今後もとってまいりたいというふうに思っております。

お答えになったかどうかはわかりませんが、気持ちとしては、一日も早く一つの町としての機能が十分果たしていけるような、そういうシステムをつくり、町民の皆さん方にもそういう思いを持っていただきたいということが基本でございます。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 私もひつこうは申しませんが、この問題については、非常に神経質になる可能性が高い、また、感情的になる可能性の高い問題でございますので、今後、検討委員会をつくって論議されるにいたしましても、慎重にひとつ取り扱いをしていただきたい。

そして、決まった上は、十分町民が理解が、納得ができるような方策をとっていただきたい、このようなことを指摘いたしまして、私の質問を終わります。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そのように取り組みたいというふうに思います。

ただ、この庁舎問題だけではなく、今後のこの4年間というのは、先ほどおっしゃいましたように非常にナーバスな問題が多いと思います。旧岩滝の方にとっては、そういう庁舎問題でしょうし、ほかのところにとっては、学校の適正配置、適正といいますか、規模のそうした検討をすることもあるでしょうし、非常に住民の皆さんにとっては大事なといいますか、そうした中身だというふうに思います。それらについても、正直にオープンにしながら、住民の皆さんの理解が得られるように、今後についてもキャッチボールをしながら進めていきたいというふうに思います。そうした中で、ぜひ議員のほうもお力をお貸しいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） そういうことでナーバスというふうに言われましたけれど、この問題については、岩滝ではそういう感情的な、非常にものが出てきておりますけれど、一方、加悦のほうの人になれば、万々歳だというふうに聞いておるんです。もっとやってくれというふうなことを聞いておりました、やっぱりこういう感情がお互い町の中に出ることは、私は避けたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

議 長（井田義之） これで、糸井満雄議員の一般質問を終わります。

次に、7番、伊藤幸男議員の一般質問を許します。

7番、伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、初めに自己紹介をさせていただきます。

日本共産党の伊藤です。改選に当たり、2期目ということで初心に返って、掲げた日本共産党の公約を初め、住民の皆さんの要求実現に全力を尽くしてまいります。よろしくお願いいたします。

それでは、私は事前通告に基づき、新しいまちづくりのあり方としての地域協議会、まちづくり協議会について一般質問を行いたいと思います。地域協議会という名称については、全国ではいろんな呼び方が出ています。これは、大多数の住民の声や要望を生かして、広い意味でその行政運営に一翼を担う集落の住民自治組織がつくられ、自分たちで自立的・自主的な、そして開かれた行政運営を行うことを目指すものであります。

地域協議会というのは、地方自治法でも従来から市町村でも設けることができたわけですが、特にあの構造改革路線による市町村合併が強引に押しつけられるもとの、全国的に住民の声が切り捨てられる、こういう危機意識と、それをさせるなという国民的な大きな世論が高まって、これに押された形で前政権が新たに自治法改正を行い、この地域協議会を新たに設けたものであると考えています。

新しい時代の中で、住民が行政に参加している、もしくは参加が始まっているという日本の情勢のもとで、私たちはこの制度、考え方を前向きにとらえ、生かしていくことが大事だという立場から、この地域協議会、いわゆるまちづくり協議会を設けることが、新しいまちづくりに大変重要であり、欠かせない課題だと思っています。

このまちづくり協議会の創設で、この与謝野町にふさわしいみんなの声や提案、住民の知恵や総意が生かされる本格的な住民参画のまちづくりを進めることができると確信しているものであります。

本町でも4年前、旧3町の合併協議会の中で、このことを保障する地域協議会の設置が合意され、これを受けた形で合併後、新町の総合計画の中でそのことがうたわれています。この地域協議会、まちづくり協議会の創設は、4年前、私たち日本共産党の選挙公約の一つとして掲げてまいりました。新しいまちづくりのあり方として、この4年間大変重要な課題であり、再三再四いろんな角度が議会でも取り上げてまいりました。

今、全国の市町村では、社会情勢の変化・発展のもとで、住民参加、参画のまちづくり、協働のまちづくり、助け合い、支え合うまちづくりなど、この模索が急速に広がっています。地方自治体の運営の上でも、住民参画、協働、助け合い、支え合うまちづくりの促進は、最重要課題となっていると考えています。

私は、このまちづくり協議会が、特に本町にとって極めて重要だと考えている点は、第一にこれからの日本社会は、住民自身が、自分の町は自分でつくっていかうという取り組み、また、機運が急速に高まり、本格的に行政参画を始める時代になってきていると思います。

第二に、もう一つの面は、社会が、いや、この与謝野町でも少子・高齢社会を迎え、しかも厳しい政府の中央財政対策のもとで、町の運営が住民協力を余儀なくされてきているという側面があります。その他、いろんな諸要因がありますが、明らかに日本全国が今までにない新しい時代を迎えている、この点であります。

その顕著な例を挙げておきたいと思います。それは、先月、政府から5月14日に発表された、

高齢社会白書の内容であります。高齢化が進み、独居老人と老人世帯の急増。そのために、高齢者の交通事故が多発し、少ない年金のために暮らしができず、高齢者の犯罪が増加しており、一方、犯罪に巻き込まれる高齢者も急増しています。そして、悲しいことに、少なくない孤独死ということまで起きているわけであります。

これらのことは、最近のニュース報道でも明らかなおりであります。本来、長生きをすることは、大変喜ばしいことでもあります。こうした現状に国の行政対応が決定的におくれていると言わざるを得ません。世界第二、第三と言われる日本経済の、いわゆる高度に発達した日本経済ですが、所得の格差が急激に拡大し、世界の中でも貧困の国と言われるような日本の社会のもとで、社会保障が崩壊し、高齢者の新たな貧困層が急増しているわけであります。こうした事例は、ほかの町の出来事ではないという点であります。これらの事例が、経済的な理由であるとするなら、この与謝野町で起きてもおかしくない。この点を町の理事者や課長の皆さんにも認識を共有していただきたいと思っています。

今回の質問は、地域協議会の必要について、今述べたような急激に進む高齢化の問題を中心に取り上げさせていただきました。

以上、述べた点を踏まえて、質問に入りたいと思っています。

第1点目の質問です。与謝野町では、住民参加、住民参画のまちづくり、協働のまちづくり、助け合い、支え合うまちづくりをどう位置づけているのかという質問であります。この点は、総合計画で出されてますので、そのことも含めて聞きたいと思っています。

第2点は、そういうまちづくり計画について、どういう促進目標と取り組みを具体化しておられるのかという点です。

第3点目は、その現状は、現在どうなっているかどうか。

第4点目は、今後、どういう対策と取り組みが必要だと考えておられるのかという点です。

第5点目は、現在の区では、大変多くの課題を抱えており、この区の現状のもとでは、こうした住民参加、参画のまちづくり、協働のまちづくり、助け合い、支え合うまちづくりなどの課題を進めることは、極めて困難であると考えていますが、どう判断しておられるのか。

そして6点目は、この住民参加、住民参画のまちづくり、協働のまちづくり、助け合い、支え合うまちづくりなどの課題を促進させるためには、地域協議会、まちづくり協議会が、私はどうしても必要だと考えていますが、どのように現時点判断されているかという点であります。

以上の6点を第1回目の質問として、町長に伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 伊藤議員ご質問の地域協議会、まちづくり協議会の設置についてお答えいたします。

1点目の住民参加、参画のまちづくり、協働のまちづくり、助け合い、支え合うまちづくりの位置づけについてでございますが、総合計画でもお示ししていますように、参画と協働をまちづくりの基本理念の中にも掲載し、だれもが地域社会に参加できるノーマライゼーションの考え方のもとに、子供から高齢者まですべての住民が、お互いの参画と協働の中から、安心と潤いと生

きがいを得ることのできる町を目指すとしております。

それぞれ、そしてそれを実現するための手段として、徹底的な行財政改革を推進し、効率的な財政運営を行うこと。地域コミュニティを振興し、みんなで元気な地域をつくっていかう。住民、地域、事業者、行政が、お互いの役割分担に応じ、パートナーシップを構築することの3点を推進することといたしているところでございます。

次に、2点目と3点目のご質問の、どのような取り組みを具体化しているのか、その現状についてでございますが、町政懇談会を毎年開催し、町内24区にお伺いいたしております。住民の皆さんの生の声を聞かせていただいております、町内巡回バス等の施策もそれらの中から実現した事業でございます。さらには、ご希望に応じて、職員による出前講座も積極的に行っているところでございます。

地域コミュニティの推進につきましては、合併以来推進してきたのがモデル公民館事業でございます。おかげをもちまして、現在では多くの地区でこの事業に取り組んでいただいております、社会教育とあわせて地域コミュニティの推進にも寄与しているものと考えております。

あわせて、地域の施設整備につきましても、自治振興補助金などの制度によりまして、整備させていただいております、多くの集会所の改良や備品等の整備が実現したものと考えております。

住民の皆さんの参画を促すためには、情報を共有することが大事だというふうに思います。そういう意味で、有線テレビも放送区域が全町に広がりました。これらを活用し、いろんな情報を住民の皆様へ提供することにより、さらなる協働の推進を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、4点目の今後の対策と取り組みについてでございますが、自治会活動などの活動支援、地域コミュニティリーダーの育成、自治振興補助金の充実、モデル公民館事業の推進、情報公開の推進、町政への参画機会の充実などを積極的に進めていく必要があるというふうに認識いたしております。

5点目の現状の区の認識についてでございますが、ご指摘のとおり与謝野町でも過疎と高齢化が進んでおり、さらにはかつてないほどの経済不況により、区の運営も大変な状況であるということも認識いたしております。

しかし、このような厳しい時代でも区長さんを筆頭に、円滑な地域の運営のために、献身的に尽くしていただいております。日ごろの皆様の頑張りに頭が下がる思いでございます。

伊藤議員は、住民参加、あるいは参画のまちづくり、助け合い、支え合うまちづくりなどの課題を進めることは、現在の区では困難とのご指摘でございますが、私はそのようには考えておりません。独自の災害時の連絡体制、避難体制、助け合い体制などもつくられている区もございますし、例祭、運動会や各種イベントなども区が主体となって続けられております。厳しい運営ということは理解できますが、区の力が弱まったというふうには考えておりません。

最後の6点目の地域まちづくり協議会についてでございますが、何度もお答えいたしておりますように、現在のところ町から働きかけて協議会を立ち上げるということは考えておりません。3月議会でもお答えいたしましたように、与謝野町では区という自治組織がしっかりとしており、地域コミュニティの推進や公民館活動、防災対策などを推進していただいているところでございます。新たに協議会の組織を立ち上げるのは二重構造となり、かえって複雑でわかりにくいとい

うふうに考えているからでございます。

ただし、住民の皆様から自然発生的に生まれてくる組織が、地域協議会の位置づけになることについては、何ら否定するものではございません。

以上で伊藤議員への答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 答弁をいただきまして、幾つかの点で再度答弁の中身の問題で、まず初めにお尋ねしていきたいというふうに思っています。

第1点目、第2点目、第3点目も含めてずっと聞いた中で、かなりいろんな取り組みをされておりまして、この間ずっと私もしてきているように、町政懇談会が非常に大きな役割を果たしているというふうに思っております。

ただ問題は、今、1、2、3点の中で、私自身の感じているのは、今取り組んでいる中での壁ですね。課題は何なのかという点が、もうちょっと鮮明でないので、弱点はどこなのかと。ここにメスを理事者側といいますか、執行部隊としては、そのことを解明しないと、明確にしないとできないのではないかというふうに思っておりまして、この点をまず冒頭の質問にしておきたいと思っています。

それからもう一点は、6点目の、町長は区でやれるというふうにおっしゃって、その方向で考え方をこの間答弁をされているわけですが、問題なことは、区の区長さん方や区の役員が、このことを、こういう地域協議会、イメージがきちっとまだ示されていないということもあるんでしょうが、地域協議会、まちづくり協議会というものを課題だということについて、問題提起されたのかどうかということですね。この点は、ぜひお聞きしたい。

もし、されてないんであれば、区でいけるなんていう決断するのも、これはとちった判断ではないかというふうに思っています。この点をまずお尋ねします。

それから、もう一点は、自然発生的な形での地域協議会を住民の中でつくるということについては、それは大いにいろんな団体が、NPOも含めて、大いに団体がそういう取り組みをすることについてはいいわけですが、私がこの問題でいうと、後でもまた述べることもあるかと思いますが、住民がこう思ってるんです。本来、この今言うところ地域協議会も含めたあれなんです、本来は、今町長が言いましたように、住民自治組織というのは、住民がつくるもんなんです、本来は。

しかし、私、今の3年半前だったか、3年ほど前に、第1回目の地域協議会での質問をしたときに冒頭で言いましたが、ぜい肉とって言いますから、誤解のないようにしてほしいんですが。明治以来住民は、自治コミュニティーをちゃんとそれなりの時代に応じたものをつくってたんですよ。それが、いわゆる官僚機構がどんどん成長する、軍国主義化する中で、明治政府がどんどん取り上げてきた経過があって、昭和になっても戦後でも全部まだまだ残ってたものを住民組織から全部、権限や仕事を全部取り上げてきた経過があるんですよ。

だから、逆に言えば、話戻りますが、住民がつくろう思ってもなかなかできない。情報も少ない。情報開示という話が町長から出ましたが、ここが非常に大事なんです。そういう目線で行政は、制度的補てんといいますか、そういう言葉は正しくないかもしれませんが、言ってることはわかっただけだと思うんですけども、いわゆる町の基本的な姿勢としては、やっぱりそれを

どう保障していくか。簡単に言えば、総合計画で目指したまちづくりをどういうふうに誘導していくんかという指導、主体的なことも問われてくると、行政のというふうに思いますので、そこは非常に、私はまちづくりにとって戦略的な課題だというふうに思っています。

それから、次の点は、私、まちづくりというのは、この間ずっといろんな町の進んだ交流、いわゆる協働のまちづくりとかいろんなまちづくりをやっている中で、あるまちづくりの専門化の女性でしたが、教授さんがおっしゃってました。この協働のまちづくりというのは、広い意味での福祉をベースにしたまちづくりでなければならぬのではないかということ言ってるんですね。賛同者も大分おるようですけれども。私もそれは同感しております、この点でどのようにお考えかをお尋ねしておきたいというふうに思っています。

それから、もう一つは、三つ目の。違う、もうちょっと前から見ますからもうちょっとありますけども、今、高齢化の問題を私、テーマで取り上げました。一つの、いわゆる地域協議会の必要性の問題で、高齢化問題を取り上げましたが、私、さっきもちょっと冒頭に言いましたが、行政対応。町が全部怠けるとか言ってるんじゃないんですよ。対応が、今の急速な高齢化の変化の中で、対応がやっぱり後手後手になってるのではないかというふうに思っています。それは、いろんな諸制度の中で、町の限界というような点もありますし、それは今、高齢対策の問題もですが、私はもっと大きく、今言う地域協議会という、今言う大きな戦略目標になるのではないかと私は思ってるんですよ、私自身は。そういう意味で、行政の対応をしっかりとしていく必要があるのではないかというふうに思ってます、この点でもお尋ねしておきたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっとたくさん言っていただきましたので、ちょっと一問一答になってないのかなと思いつつ、ちょっと聞かせていただきましたけれども、今取り組んでおりますそうした中で、そうした課題は何なのかということですが、町としては、自治的な組織として、区を一つの大きなパートナーというふうに考えておりますし、その中でできるだけ公民館活動というものを通じて、いろいろな学習をしていただき、その中で地域の課題を見出していただいて、それに対して町としては支援をしていくという方向で進めていきたいという思いがございます。

そのことに答えて、先ほども申し上げましたけれども、それぞれの区でいろいろな地域の課題を取り上げて、まず福祉的な立場から、災害が起こったときの、そういう人たちをどうサポートしていくのかというのをきめ細かく、自主的に集まった区民の方を中心に、岩屋のようなサポート隊をつくっておられたり、あるいは加悦奥のように、同じようなそういうサポートをしておられる取り組みを先進的に進めていただいているところもございます。

当然、区としては大きい区もあれば小さい区もございます。まずは、そこで区の中でいろんな自分たちの課題をやっぱり見出していただくことから進めていくことが大事かなと思いますし、先ほど言われたように、非常に高齢化が進み過ぎて、具体的にはそうしたいろいろなことを取り組もうにも、非常に厳しいというところもあるかとは思いますが、まずはそうしたことに、どういった課題があるのかというのが、地域の中で論じていただいたその中から、こうしていこうというものについて、町としても支援がしていきたいというふうに思っております。

そうした中で、それが自然発生的な地域コミュニティといいますか、地域協議会的なものだというふうに、私自身は理解をしております、そうした弱体化している区なんかにつきまして

は、町としてもいろんな手だてといたしますか、支援をしていく必要があるかというふうに思っております。その中で、区で地域協議会のことを話したことがあるかということにつきましては、正直まだ話したことはございません。ただ、公民館活動を進めたりする中で、多くの課題を、まずはそうしたことを取り組んでいこうという、そうした力をつけて、力というか、そうしたことを話し合っただけのような場面をつくっていくことから、まずは進めていかなければならないのではないかなというふうに考えております。

欠けているところといえば、そうしたこちらからの積極的な、もう少し突っ込んだ、中へ入っていく努力が足りていないのかなというふうに思っております。

大変大きな区は、大きい区なりに問題もございまして、今までそうした区が自主的な形で、自分達の立場を、地域の課題に取り組んでいくというようなところがなかった区も当然ございますので、そうしたところを底上げしていくといたしますか、ご理解いただいて、ともに活性化ができるような手だてをお互いに考えていくということを進めていくシステムづくりを考えなければならぬのではないかなというふうに思っておりますが、区のほうも、初めはどうなるかと思いましたが、24区がそれぞれ連動、お互いに一つの土俵の上で論議ができるような協議会もつくれましたので、そうした中での討議を、論議を進めていただくためにも必要かなというふうに思っております。

そうした中での、区を中心とした支援を町は考えていきたいというふうに思っているところでございます。

議長（井田義之） 伊藤議員の質問の途中ですが、午後1時30分まで休憩いたします。

議運のメンバーの皆さんは、午後1時から議会運営委員会が開催されますので、ご参集をしておこなってください。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後1時30分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

伊藤議員の一般質問を続けます。

伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、3回目の質問ということで、頭が硬直しているもので、従来型で。

一つは、私、結論めいた言い方ですが、今の1回目と、それから2回目の質問の中でも言いましたが、行政が今の地域の状況と、非常に対応のおくれ、地域一帯に対する対応のおくれというのが、非常にあるのではないかということを言いました。それは、町だけでなく、国全体がそうなっているわけで、自覚を。いろんなデータを国自身は持っているのに、そのことが活かされていないということです。その点で幾つか、その問題についてちょっと資料がありますので紹介しながら質問を進めたいと思っております。

一つは、昨日の京都新聞に、町内の方から非常に切実な声が出されています、読者の欄です。ここによりますと、ちょっとその部分だけ読ませていただきますが、部分です。介護をしている者は働けず、施設に入所させたくてもお金がない人も多い。体を動かさず、口もきけない母親の世話をする。同世代、いわゆる自分は60代なんですが、62歳の方ですけども、その方は、その人がおりますが、そのご夫妻は、ともに病を抱え、体にむち打って介護しておられる。年金も

わずかで、仕事もできず、デイサービスなど利用されていますが、その費用もなけなしの年金から払っておられます。また別ですけれども、母を、父を看る老々介護の体と、その費用の苦労を忘れてほしくない。年金だけで安心して暮らせる人は、ほんのわずかの人だと思います。

そして、施設に預けることができる人もわずかです。非常に、これは幾つかの点が出てますけれども、この間、選挙もありまして、いろんな方々と出会ったわけですが、非常にここは確信的なといいますか、今の実情を反映した声だったのではないかというふうに私自身も思っているところなんです。これが一つ目です。

もう一つは、冒頭に申し上げましたが、5月14日に出した政府の高齢社会白書です。これは非常に、この間毎年出してるんですが、顕著なあらわれ方が年々しています。それは、ちょっと冒頭では概要を言いましたが、それをちょっと京都新聞の社説の中で出ておりましたので、紹介しておきたいと思っています。

概要ですから。日本社会は、世界一のスピードで高齢化していると。昨年10月1日現在、1億2,000万人口に対して、2,900万人の人が65歳以上だということで、22.75%、高齢化率はね。

与謝野町もそれに決して劣っているわけじゃなくて、前の質問でも言いましたが、この4年間でも独居老人、老人世帯というのがほぼ倍増している。これからの4年、5年は、急速にそれを上回るスピードになるだろうというふうに思っています。

戻りまして、所得面では、高齢者世帯の6割が公的年金、恩給のみ。世帯主は、65歳以上の世帯の平均貯蓄額は2,300万円余りと、全世帯の平均よりも上回るが、内実は格差が非常に大きいということだ。4件に1件は、貯蓄が3,000万円を超すわけですが、一方で2割の方が貯蓄がゼロから500万円以内。特徴的なのは、高齢者が夫婦2人だけ、また単独で暮らしている世帯が増える傾向にあることだと。中でも単独は、高齢男子の約10人に1人。同じく高齢の女性の5人に1人に対し、30年前と比べると倍前後の比率で伸びているということを言っています。高齢者の孤独死もふえています。今、社会的な課題になったと言えるということです。

それから、そういう中で、助け合いについての意識なんですけど、これが非常に助け合いたいということを言ってる方は8割いるんですね。しかし、そのことに参加してるのは、わずか3割弱です。ここが非常にポイントだと思ってるんですね、これからのあれでいえばということですし、あとずっと飛ばしますが、その中で共助の取り組み。総合計画などで出ている共助です。この共助の下地をつくって、助け合い社会が近づけることができるんじゃないかということも指摘しています。

もう一つは、高齢者の犯罪が非常に急増しているということも詳しく書かれています。これは、先ほど言いましたように、大半が窃盗犯で、初犯の方が約7割やと言っています。この数字は、何を物語っているんだろうということでも問いかけていますが、長い人生真っ当に生きてきた人が、高齢になって犯罪に手を染めると。この背景には、何らかの社会的要因も強く感じられるということも指摘しています。

貧困と社会的な孤立という、非常に重要な問題ですので、これは本町にとっても非常に大きな課題だろうと。これが、むしろいろんな施策の上での重要な柱だとしてとらえることが必要なんじゃないかと思います。

あと、たくさんあるんですが、特に私が感じたのは、老々介護が非常に大変な事態を迎えているということがあります。それから、高齢者のこれに符合した形で出されているんですが、高齢者の日常生活に関する意識調査について、ぜひ担当課のほうでも調べていただいて、対策の参考にしていただけたらと思っています。

問題は、結論的に言うと、やっぱり地域で支える助け合いの組織が、こういう事態の側面からも強く求められてきてると。従来型の発想では、とてがついていけない、対応できないということですので、この点を最後に町長にお伺いできたらと思っています。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

大変、非常に深刻な、また難しい問題であるということは、重々認識はしております。確かに、地域で助け合える、そうした組織といますか、そうした仕組みができればいいわけですが、仕組みどころか自分の生活、あるいは自分たちの独立して、自立していける、そうしたことすら言う、そうした場所もないというのが現実ではないかなというふうに思っております。

しかし、これは1町だけでは、いろんな先ほどの社会的な矛盾の中から生まれてくるいろんな問題については、我々の町だけではできませんけれども、今置かれている現実をどのようにみんなで解決していくかという方法については、これはある意味、対応可能な、また対応していかなければならない重要な課題ではないかなというふうに思っております。

そういう意味では、だんだんそうしたシステムもなくなりかけておりますけれども、今までの本来の隣組組織というようなものが、数十年前に比べて、非常にそうしたことすらかなわない、そういう状況になっているという現実もありますけれども、それはそれぞれの近いところの、遠い親戚より近い方とのそういうおつき合いも、本当に常日ごろから大事になってくるであろうし、そうした方々の力が、現実的には支えていただく大きな力になってくるのではないかなというふうに思っております。

そういう中で、今後どうした形で促進していくのかなということにつきましては、住民の皆さん方がみずからの地域の課題、あるいは、そうしたものをお互いに協議し合い、話し合っ、その中から自分たちでできる、そうした助け合える仕組みをつくっていくことが、まず住民自治の原点ではないかなというふうに思います。

それには、今先ほどおっしゃったような、いろんな困難な課題がありますけれども、そうした困難な課題を支えさせていただく役割は、十分町の行政にもそうした指導と言うとあれなんですけれども、そういうことを取り組んでいく姿勢というものは、大事であろうかというふうに思います。

先ほど、一つのご提案として、高齢者の方々を対象にしたそういう意識調査ということも刻々と変わってくる中で、これも大事な課題を見つけるための、大事な作業ではないかなというふうに思いますので、一度担当課とも相談する中で、そうしたシステムづくりを促進するための前段の調査等々が行えないか、それらについても検討をしてみたいというふうに思います。

どちらにいたしましても、本当にご近所の人たちが、それぞれのご近所を助け合うことのできる、そういう組織といますか、今までの長年の生活の中で培われてきた、そうしたつながりを大事にしたきめ細かな行政を進めていくことが大事であろうというふうに思いますので、そうし

たことへの理解を求める努力も、我々もしていかなければならないのではないかなというふうに、改めて感じているところでございます。

具体的には、どうということはなかなかお示しすることができませんが、まずは、何回も言いますが、その地域の課題を自分たちの地域で見詰めていただき、その課題を解決する方法を行政と力を合わせて進めていく、そういう姿勢を明確にさせていただきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 後は質問はあれですが、あえて求めませんけども、今の答弁の中にもございましたが、非常に複雑な社会という中で、町が独自にどんどんと独自施策を打てるほどの財政力はないわけですけども、問題は、どういう視点でそういう問題に立ち向かえるのかというのは、やっぱり知恵を尽くさないかんとというのはあると思うんです。その意味でも、今言ったような資料なんかも、担当課でも十分共有していくということが非常に大事だろうと思いますし、それから、私思うんですが、これは前にも言ったんですけども、住民参画ですね。住民のいろんな協働の力を引き出すとかいうことを総合計画の中でも言ってるんですが、ああいう助け合いを、また、支え合うようなまちづくりをするというときに、大事な非常に注意しなければならないと思うのは、上から目線であつたら絶対だめだということですね。非常にひどいこれは言い方で、今なってるということ言ってるんじゃないんですが、やったってるという発想が少しでもあると、絶対によくないですそれは、というふうに思うんですね。どうそういう方々の、また、高齢者の力を引き出すのか、生きがいをどう引き出すのかということをやったり問い詰めて、ぜひそういう角度からのまちづくり、新しい協働のまちづくりや、そういう住民自治を引き出す努力をしていただきたいというふうに思っています。

終わります。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 岩屋のサポートをなさっている取り組みについて、少しお話させていただきましたけれども、その中でも全部の人に対して、災害時、あるいは常から元気かという声かけをしていただく、そういう組織を岩屋に中でつくられたんですけども、その中で問題があったのは、やっぱり個人のプライバシーを損ねるということで、そんなん来てほしくないという方もあるというふうなところで、非常に民生委員さんにお世話になろうとかいろいろありましたけれども、そういうときにサポートしていただきたいという意思を明確に、その方々から。この区民の中で高齢者に限らず、そういう方のあれを受けて、じゃあこの方に対しては、だれだれさんがこの範囲で受け持ってやっていきましょうという、そういうシステムづくりといいますか、そういう知恵も出されましたし、その中で行政が、例えばできる範囲というアドバイスをするとか、そういうこともできると思いますので、やっぱりまずは自分たちの地域の課題を見つけていただいて、これをなくするにはどうしたらいいかということ地元の方、あるいは防災なら防災、福祉のことなら福祉というような格好で、またそこへ出向かせていただいて、特に話をさせていただく中で、その地域の地域力を上げていくお手伝いを我々はしていくべきかなと。

いろいろと形から入るといいうのも大事ですけども、現実の問題をきちっととらえた上での適切な協働、お互いの協働で進めていくという、そういう姿勢が大事かなと。先ほど言われました、上から目線ではなしに、やっぱり同じ視線に立ったところでの発想というものが、問題解決力は

必要になってくるんだというふうに思いますので、そうしたことにもできるだけ細やかな対応ができ得るような、我々の心構えも改めて確認させていただきたいというふうに思います。

議長（井田義之） これで、伊藤幸男議員の一般質問を終わります。

次に、2番、和田裕之議員の一般質問を許します。

2番、和田議員。

2番（和田裕之） ご苦労さまです。

ただいま、議長よりお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、このたびの4月の町会議員選挙におきましては、町民の皆様方の温かいご支持をちょうだいいたしまして初当選させていただき、議会へ送っていただきました。微力ではございますが、全力で頑張っておりまして、今後ともご支援のほど、この場をおかりいたしましてお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に基づきまして、私は産業振興条例の制定につきまして質問させていただきますが、大きな施策でございますので、この1点についての質問をさせていただきます。

中小業者、自営業者は、全企業の99%を占め、あらゆる業種、分野で大きな役割を果たし、地方経済と社会にとっての根幹というべき重要な存在で、日本全体では雇用の7割、地方では8割を超えるなど、雇用の最大の担い手でございます。

しかし、大企業との格差は一層広がり、この百年に一度と言われる不況は、中小業者、自営業者、ひいては勤め人の方々まで、先行きの見えない非常に厳しい状況に追い込んでおります。昨日の小林議員の一般質問の中でもございましたが、本町でも所得減少で、年間300万円の世帯から200万円にダウンした世帯も増加してきており、この厳しい現状の中で、一自治体である行政で国政レベルの施策はできませんが、町民の皆様の生活維持や中小業者を守るため、何らかの支援策を講ずることが、私は急務ではないかと考えております。

本町でも施策の一環として、前年、21年度に制定された住宅改修助成制度、これは委員会の報告資料によりますと、21年度実績で利用件数451件、対象工事費10億1,460万7,010円、補助金6,992万9,000円と、14.51倍の経済効果となり、業者方々の仕事興し、また、利用者の方々の負担軽減など、大変効果のある制度でなかったかと思えます。この制度は、京都府下だけではなく、全国的にも注目されておりますし、また、大変評価をされております。

この厳しい経済状況の中、支援策の確立が急務であると考えており、生活基盤である地域経済を草の根から再生するには、中小業者が元気になり、その本来の力が発揮できるような環境づくり、これを進めることが大切ではないかと考えております。本年度、産業振興を目指し、本町も与謝野町産業振興ビジョンが策定され、「人が元気、町に活力、多彩なふれあいをつくる働く喜びのある町、元気な与謝野町」という目標を掲げ、住民の皆様、業者の皆様、行政がそれぞれの立場から共通の目標を持って取り組むとあり、一步前進したのではと思っておりますが、産業ビジョンの中には、条例の制定の検討とあり、具体的にはいつからとは明記はされておられません。

町長の10項目のお約束の中にも、中小企業振興条例の制定をされるとあります。前向きにお考えいただいているとは思いますが、私は、農業、林業、漁業なども含めた産業振興条例の早期制定が、先ほどからも申し上げておりますが、この厳しい経済状況の中で急務である、このように私

は考えておりますが、町長のお考えをお聞かせください。

よろしく願いいたします。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 和田議員ご質問の産業振興条例の制定についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、産業振興条例、あるいは中小企業振興条例は、近年、全国の自治体で条例化が進んでおります。この要因は、地域経済を活性化させるためには、地域で頑張る小規模事業所である、いわゆる中小企業の役割が大変重要で、そのことを住民の皆様に認識していただき、それぞれができることを実行するというをうたった条例制定であるからだというふうに認識しております。

今回策定の産業振興ビジョンにも条例化の検討がうたわれておりますし、私のお約束にも盛り込んでおまして、早期に条例化を検討したいというふうに考えておりますが、条例化は企業者の保護条例でないということを皆さんが共有していただくことが最も重要だというふうに思っております。

このため、条例を理解していただく場も必要というふうに思っておりまして、セミナー等の開催も検討したいというふうに考えております。

また、小林議員の答弁で申し上げましたが、（仮称）産業振興会議の設置も検討しておりますので、会議でも条例制定につきまして十分ご議論していただく予定としております。

繰り返しになりますが、町の活性化の理念条例でございますので、町民の皆様が同じ方向で進まないといけないと絵にかいたもちとなりますので、早期に条例を進めることとしておりますが、また、同時に慎重に進むことも必要と考えておりますので、甚だ簡単ですが、和田議員ご質問の早期制定実現の思いは、受けとめさせていただきながら、答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ご答弁ありがとうございました。お気持ちは大変理解できました。

さて、振興条例は、地域の実情に応じた施策で、2000年以降50近い自治体で、名称はさまざまではありますが制定されてきており、中小業振興に大きな力を発揮しております。

共産党議員団では、全国でも注目をされております大阪府の八尾市へ視察へ行かせていただきました。その中で、八尾市が注目を集めたのは、振興のための施策を体系化し、具体的なメニューをそろえてきたことにございます。

当初、融資制度のみであった産業振興が、条例制定の意義として、自治体の立場を明確にして、行政の責務、中小業者の努力、住民の理解と努力、行政の姿勢の連続性が上げられております。この連続性とは、町長がかわっても、職員がかわっても、行政の姿勢の連続性があるという意味のものです。

このような自治体を参考に取組んでいただきたく考えておりますが、町長のお考えをお聞かせください。

よろしく願いします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、これは理念条例だというふうに考えております。

といいますことは、そうした理念というものは、そうそう人がかわろうとかわっていくものでもございませんし、この与謝野町版の中小企業振興条例なり、産業振興条例などが必要になってくるかと思えます。

特に、こういう小さい町で条例を制定しているところは割合少なく、県・府といった、あるいは市といったところが主なところだと思います。今までの大企業があった。そして、中小企業との、そういう格差を埋めていこうというのが初めの出発だったというふうに思いますが、今現在、いろんな雇用の形態が変わったり、あるいは新たな雇用の機会が生まれたりということで、実際にはそうした実情と合わなくなった中で、先ほど申し上げましたように、与謝野町でも8割近いところが中小企業でございますので、そうした中小企業こそが、地域の経済を担っていく大事な役割をしていくんだという、そういう発想のもとから、この中小企業法そのものが改正されまして、現在のような形になっているんだというふうに理解しております。

現実、先ほど言いましたように、商工会、青年部の中にもこうした条例化を進めていく、勉強していこうという、そういう部会といいますか委員会というのかちょっとわかりませんが、そういう委員会的なものが出ておりますし、また、北部の中小企業同友会のほうからも、ぜひ条例化をしてほしいという強い要望も受けております。

町といたしましても、町の総合計画の中で自助・共助・公助のほかに、よそにはない商助という言葉が入っております。これは、論議をしました中では、我々商工業者もこの地域を担っていく大事な担い手であると。とりわけ、経済の面から、そうした担っていくメンバーであるので、町の地域の活性化のために、我々も協力していく必要があるという、そういう理念のもとに、総合計画の中には特別にそういった商助という言葉が入れられております。

そうした町民の皆さんの思いを考えますと、これは具体的に条例化に向けての取り組みを進めたいと。そのためには、理念なり考え方を町民の皆さんとまずは共有しなければ、絵にかいたもちになりますので、我々も含め、ともに勉強をしていく。そして、よりよい実効性のある、そういう条例となるように、そうした皆さん方との論議の中でつくり上げていく。まさしく、それも住民の皆さんとの協働、参画のもとで進めていくという形で、この条例を制定していきたいというふうに考えております。

それにも機というものがあると思えますので、できるだけ早い時期に産業振興会議を立ち上げ、その中でどういう形になるかわかりませんが、そうしたものを勉強したりご議論いただく場面をつくっていききたいというふうに考えているところでございます。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ありがとうございます。

先ほども申しましたが、中小企業施策や支援は、目的・目標を明確にして、連続性・継続性が大切であると考えております。例えば、住宅改修助成制度であります。これは3カ年計画の制度であり、来年度の23年度までの補助金交付制度でございますが、委員会の資料を見ますと、今年度6月4日までの制度利用状況の利用種別を見ますと、一番に下水道接続工事、2番目に屋根工事となっており、この二つで約50%近くを占めております。これは、オール電化もしくはエコキュートとは違い、必要に迫られる工事ではないかと考えております。

特に、下水道接続工事に関しましては、下水道法で供用開始から3年以内に設置と義務づけら

れており、今後、下水道を接続される場合は利用できなくなります。私は、住宅改修助成制度の継続も必要であると考えますが、こういった連続性・継続性も含め、町長のお考えをよろしくお願いたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたけれども、このもとは、住民が主体なわけです。その住民、町民の方、イコール中小企業の方たちの集まりと言っても過言でないかも知れませんが、そういう中で今回は、こうした大変な仕事が、雇用がなくなり、あるいは仕事が少なくなっている中で、地域の活性化のために一つの手法として、この住宅改修補助制度をつくったわけでございます。

ですから、これをある意味カンフル注射的な形でのものがございますので、これをずっと継続してということには、財源の問題もございますので、今は考えておりません。一定の期限を切ったの制度というふうにご理解がいただきたいと思っておりますけれども、そうしたことなく、与謝野町を元気にするには、経済をうまく回していくにはどうすればいいのか、そうしたものをともに考えて、制度化していくという、条例化していくということでございますので、この制度を継続するために条例をつくるのか、そういう問題ではございませんので、その辺は切り離してお考えがいただきたいというふうに思います。

先ほど言われましたように、そうした商工業者だけではなく、農業、または福祉の方たちからも、また、環境に携わる、仕事をしている方たちからも、そうした産業振興会議等に入っている意見が言いたいというような、積極的に取り組もうとしていただいている方々もございますので、それらも含めて、町として趣旨、目的、その前にももちろん理念ですけれども、その辺をしっかりとかためた上で、条例を制定していくということ。慎重にやりたいということは、そういうことでございますので、ご理解が賜りたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ありがとうございます。

最後になりますが、産業振興ビジョン、こちらの59ページと72ページにある、中小企業振興条例の検討、それと、与謝野町産業振興条例制定の検討、この2点が明記されておりますが、何が違うのでしょうか、ご答弁をよろしくお願いいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 何が違うか、私自身も余りよくわからないんですけども、例えば京都府の産業振興条例的なものを見ますと、伝統産業にもう一度光を当てて、元気にしていこうというような、そうした考え方の趣旨になっております。

ですから、ある程度その県・府におけるものについては、割合、産業振興条例というものが多いいんではないかなというふうな感じがしておりますし、中小企業振興条例のほうは、もう少し身近な市であったり、あるいは町であったりというようなところで、もう少し包括的な形での振興策が、振興策といいますか、そういうものが考えられているような気がいたします。

ですから、産業振興ビジョンになりますと、それぞれ与謝野町ですと織物業をどうしていくか、あるいは農業をどうしていくかというようなことが含まれる、そういうものではないかなと思っておりますし、その辺のところも私自身勉強不足ですので、先ほど申し上げましたように、見識ある見

識者の方たちの意見を聞いたり勉強させていただいて、企業の方たち、あるいは行政も含め、また町民の方も含めて、情報を共有した上でつくっていく必要があるんじゃないかなと思っております。

ですから、どちらを作成するのも含めて、そうしたことも含めて、産業振興会議で論じていただけたらというふうに思っております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） わかりました。

この59ページにあります中小企業振興条例ですが、この中には役割としまして、住民参加の形の部分にはなっていないので、私はぜひとも住民の皆さんの参加、もしくは消費者の参加が重要ではないかと考えております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今の取り組み方といいますか、情報としては、商工観光課が持っていると思いますので、もう少し具体的な話で、この総合計画をつくるに当たっての、そういった時点での考え方等を答弁させていただきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

ご指摘のとおりでございまして、それぞれの協働の部分の住民という枠の中にするしがないということですが、決して住民という部分で、あえていろいろなかったということではなくて、今回の産業振興ビジョンにつきましては、企業を中心にいろいろと物事を考えていく中で、ほかのメニューでも住民の皆さん、いわゆる消費者というくくりの中で、それぞれの地産地消、それから地域内循環の中で、地元で物を買っていただくとか、そういう役割分担につきましてはしておりますけれども、今回、とりわけ中小企業振興条例につきましては、NPOさんとかそういうくくりの部分につきましては、当然、事業所になるのか住民さんになるのかという部分も議論したわけですが、住民さんというよりも、企業的な感覚の中で、この条例について議論すべきかなということでございます。

それから、現在、町長のほうからも答弁ございましたように、振興会議の設置要綱をつくっております。今、決裁段階の状況でございます。ちょっと私が余り先走ってしゃべるのもあれですけれども、そういう中で一般公募という部分の中では、そういう枠も含めた中での取り組みも十分考えながら進めていきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） わかりました。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

議 長（井田義之） これで、和田裕之議員の一般質問を終わります。

次に、17番、谷口忠弘議員の一般質問を許します。

17番、谷口議員。

17番(谷口忠弘) それでは、第32回6月定例会におきまして、議長のお許しを得まして、事前通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

とりわけ、私は今、厳しい経済、雇用情勢をかんがみまして、私は昨年より各種交付金を使っていろいろな経済対策、雇用対策が現在も行われている中、町長は、どのような思いでこの事業を計画されたのか。また、実際の効果はどのような形であらわれておるのか。また、そして今後の経済、雇用の取り組みについて質問をしたいと思っておりますので、よろしくご答弁をお願い申し上げます。

日本の経済状況は、2008年の秋に起きたリーマンショックによる世界経済同時不況から、現在は大企業、特に輸出関連企業を中心に、やや景気は少しずつではございますが、回復調であると言われております。

しかし、当町の実態は、日本の経済の復調とは全く縁遠く、大変厳しい状況が続いております。これは、長年続いた地場産業の低迷から脱し切れない中、新しい産業への転換が図られておらないことに大きな原因があります。当然、このような経済状況であるので、そこで働く人々が職を失ったり、また、所得の大幅な減少になったり、いわゆる町の活力が著しく低下をしてる現状だと思わざるを得ません。

先般出されました産業振興ビジョンによりますと、産業部門を担う町内の事業者数や従業者数は、年々減少の傾向でありまして、また、その他あらゆる指標も減少、下降傾向であります。しかし、人口に対する就業者の割合である就業率については、過去、織物業を中心とする事業所、従事者が多かったせいか、現状でも他の市町村に比べて高い状況であります。

しかし、それも年々生産コストに合わない工賃や多品種少量生産が続く中、厳しい経営を余儀なくされており、働く場所さえあれば、早く廃業したいという方が多いと聞いております。

また、若年労働者の方も、働く場所さえあれば、比較的福祉施策の充実した生まれ育ったこの町で住みたいという願望は強いようにお聞きをしております。また、少しの間ではあるが、子供を保育園に預けている間でも収入を得て家計の足しにしたいが、そのような融通のきくような働く場所がないなど、雇用におけるニーズはさまざまあります。

あらゆる年代層の方々に雇用場を広げ、提供することが、今一番大事な喫緊の課題ではないでしょうか。経済と雇用は、車の両輪のごとく回っているわけでもございまして、一時的な短期間の雇用対策も必要でしょうし、また、若年労働者の雇用となれば、安定的な雇用の場が必要でしょう。また、雇用される企業への支援策も必要でしょう。

私は、結論から申しますと、雇用という切り口で町の活性化を図ることが必要だと考えております。若者定住に向けた企業誘致にしましても、来春開通予定の京都縦貫道の野田川インターチェンジの開通という明るいニュースがございまして、当町だけでは企業に対するアピール度、また、他の市町村に比べて優位性を出すのには限界があり、そこは当町からの通勤圏内である丹後、福知山、宮津などの近隣市町村ともよく話し合い、協力していくところは協力していく姿勢を持ち、公益で企業誘致を進めていく観点が必要であります。いわゆる、ベッドタウン化を図るべきであると考えます。

もう一つの観点は、成長分野である福祉・医療・教育の分野であります。年々、高齢化率が高くなっているのは歴然としております。昨日の小林議員によると、当町の高齢化率は29%とい

うことですので、3. 3人に1人は高齢者ということですので。この分野は、経済という観点から見ると、確実にマーケットは拡大していく成長分野であります。これも産業振興ビジョンによりますと、おおむね企業では人材整理が進む中、この福祉・医療分野では、約100%近く人材が不足している状況であります。また、この分野での雇用形態は、他の業種に比べて正社員化率が非常に高く、その他いろんな労働条件さえ合えば、相当な雇用の受け皿となり得るものであります。産業振興や企業誘致も粘り強く求めていかなければならないが、時間ばかり経過し、その結果、過疎化が進み、町の活力が失われていくように思います。もう既に雇用状況の指針である有効求人倍率の状況は、平成18年度の0.86から下落し、平成21年9月で0.64と大幅に落ち込んでいるのが現状であります。

また、一方の雇用される企業についても、中小企業の雇用の維持を図るため、国で創設された雇用調整助成制度の拡充・延長が図られたところがございます。当町も近隣市町村には少しおくれましたが、国の5分の4から外れた、本来企業が負担する5分の1を町が補助し、雇用主の軽減を図られたことは、大変喜ばしいことだと思っております。

また、今回国が景気対策、雇用対策として、各種交付金・基金を活用することで、地域の暮らしや景気、また、雇用を支えようとして多額のお金が地方に交付されました。当町においても、地域活性化という名目で国や府から交付金が入っており、各種事業が21年度から始まり、現在も継続して実施しております。予算や決算で見る段階において各課の要望を聞き、縦割りに事業が計画され進められている中で、その交付金の目的や成果がいまひとつ見えてこないように感じております。

そこで、地域活性化、公共投資臨時交付金、きめ細かな臨時交付金、経済対策臨時交付金、また、労働費における緊急雇用対策について、それぞれの交付金の位置づけにおいて、以下の点についてお尋ねをいたします。

一つ目は、事業の振り分けについて、どこに力点を置かれて事業を決定されたのか。

二つ目は、現在も継続していますが、たくさんの事業があると聞いておりますし、また、いまだ継続中で、まだ成果があらわれてないものもたくさんあると思っておりますけれども、主な事業の進捗状況と、その成果はわかるもので結構でございますので、成果についてお聞かせをいただきたい。

3、労働費に占める人件費の割合と、実雇用人数は一体幾らになったのか。

4番目は、経済対策における最も効果が出ていると思われる事業はどういった事業でしょうか。

5番目は、本年3月で終了した雇用安定化助成制度の実績とその成果は。また、継続に対するお考えはあるのかないのか、その点についてお尋ねしたい。

6番目は、今後も雇用状況は大変厳しいというぐあいに予測されますが、今後の対策をどう考えておられるのか。

以上、6点についてお尋ねをし、私の第1回目の質問といたします。

よろしくご答弁をお願いします。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 谷口議員の経済雇用対策の現状、またその成果、また今後の対策についての1点目、地域活性化臨時交付金については、事業の振り分けにおいてどこに力点を置かれたのかにつ

いてお答えいたします。

本交付金は、平成20年度に生活対策臨時交付金と緊急安心実現対策交付金、平成21年度で経済危機対策臨時交付金、きめ細かな臨時交付金、公共投資臨時交付金と、この2カ年で五つの交付金、総額で12億744万6,000円が交付いただけることとなっております。

平成21年度は交付金は、その多くを22年度へ繰り越しておりますので、現在実施中の事業もたくさんございます。ちなみに、町が試算しておりますこれら交付金を活用した事業費、これには他の国庫補助金や地方債の充当もございますが、おおむね28億円程度の事業が実施できるものと考えております。

また、この中には経済危機対策臨時交付金の対象事業として、住宅改修助成事業も実施しておりますので、実際の経済効果は相当高いものがあるというふうに考えております。参考までに、住宅改修助成事業だけを見ても、平成22年3月末で451件のご利用で、補助金額にして約7,000万円、対象事業費で10億1,500万円の実績となっており、14.5倍の経済効果となっているところでございます。

これらの交付金事業をどのように振り分け、どこに力点を置いたかでございますが、経済危機対策臨時交付金は、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現の三つの大きな柱のもとに、生活対策臨時交付金事業の全国での地域活性化事例を参考に、地域の中小企業の受注機会に配慮するようにとされておりました。

したがって、有線テレビ加入者への補助金や住宅改修補助金、消防施設整備等の町内業者さんを受注でき、少しでも景気浮揚につながる事業を中心に選択したところでございます。また、きめ細かな臨時交付金は、きめ細かなインフラ整備を行うことによる経済刺激を期待されたもので、社会体育施設などの住民利用の高い施設の整備、地区要望の多い街路灯の整備や道路・河川の整備、簡易水道のインフラ整備を行うことといたしております。

その他の交付金事業も多少の違いはあるにしましても、基本は地域経済を刺激することを念頭におき、できる限り多くの町内業者に事業が受注していただけることを第一に考えて振り分けを行ったところでございます。

2点目の経済雇用対策の主な事業の進捗状況と成果についてでございますが、経済対策は大きく経臨交、きめ臨交で50事業、内訳としましては、経臨交が30事業、きめ臨交が20事業を行っておりまして、現在、繰り越し事業もありますが、既に26事業を終了しております。

総事業費は2億8,032万8,000円となっております。そのうち、平成21年度に完成した工事等、これは工事請負、修繕、備品、委託などで、町内業者が請け負った事業は135本で、総事業費は2億815万8,000円となっております。また、平成21年度実績で経済活性化緊急利子補給の支援額は約600万円、住宅改修助成金は7,000万円。さらに、商工業振興補助金での支援は550万円となっております。

次に、雇用対策は、ふるさと雇用緊急雇用で、平成21年度から事業が開始されており、3年間事業で雇用創出を行うものでございますが、21年度実績としまして、ふるさと雇用では3事業で3人の、また、緊急雇用では17事業で48人の雇用創出を行っております。

次に、3点目の雇用対策費に占める人件費の割合と雇用実績でございますが、平成21年度の実績では、総事業費は2,910万6,000円で、そのうち人件費は2,020万

7,000円で、69%が人件費でございます。実質雇用人数は、事業によって重なっている方があるため、41人でございます。

次に、4点目の経済雇用対策において最も効果が出ていると思われる事業についてお答えいたします。公共事業の効果は分析できておりませんが、経済対策では先ほど申し上げましたように、住宅改修助成金と認識しておりまして、助成件数が451件で、地元経済効果は工事請負額が10億1,500万円でございます。また、雇用対策では、3年後の雇用状況により、事業効果が確認できるもので、現在のところどの事業との分析はできませんが、事業所内で雇用継続ができ、正規雇用につながることで効果というふうに考えております。

次に、5点目の雇用安定助成制度の実績と成果は、また、継続する考えはについてでございますが、平成21年度実績といたしまして、21事業からの申請があり、1,323万円を支援しております。効果でございますが、国・町の支援により、雇用の継続が保たれているのは、大きな効果ではないかというふうに考えております。ちなみに、効果を考え、雇用継続が図れる支援策として6月補正にも予算計上しており、今年度も継続することといたしております。

次に、6点目の経済雇用対策事業の全体的な事業評価はでございますが、経済対策は、地元企業の事業活性化、あるいは安定化に大きな効果があったと判断しておりまして、雇用対策につきましても、一部では解雇もあったようでございますが、本事業で継続雇用に至った方もあり、総じて大きな効果があったものと認識いたしております。

最後に、7点目の今後の経済雇用対策をどう考えるのかでございますが、今回の国・府の経済雇用対策は、地域にとって大きな効果を見出したと考えております。今後、継続事業として取り組めるのか状況が定かではありませんが、庁舎内で十分検討しながら、取り組みができるよう知恵を出していきたいというふうに思っております。

以上で谷口議員への答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 谷口議員の質問の途中ですが、午後2時50分まで休憩いたします。

（休憩 午後2時31分）

（再開 午後2時50分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、谷口議員の質疑を続行します。

谷口議員。

17番（谷口忠弘） ご答弁をいただきましてありがとうございます。

12億円ぐらいの事業で28億円ぐらいの事業を実施しておると、こういうことでございましたし、経済波及効果はそれ以上に上がっておるといようなことで、大変この交付金による経済波及効果は非常に高かったといようなご答弁ではなかったかなというふうに思っております。

私は、1回目のときに1回目の質問の中で、経済と雇用は車の両輪であるというぐあいに言いましたけども、特に、当町のような小規模市町村は、最近はめっきり雇用を支えておりました公共事業が少なくなってまいりましたし、現政権下においても、公共事業はこれからますます少なくなってくるのではないかなということとか、もう一つは、グローバル経済の中で企業が外国に生産拠点をどんどんどんどん移しておるといことで、企業誘致も、これもなかなかままにならないと、こういうのは本当に実際の時代の流れではないかなというぐあいに思っております。

そうした環境の中で、しかしながら雇用を支えていかなあかんという部分がございます、こ

これは今、新しい政権ができましたけども、いみじくも菅総理大臣がちょっと提唱しておられる経済政策の手法と申しますか、第三の道というやつですね。ご存じかと思うんですけど、第一の道というのは、公共事業に頼る雇用であると。第二の道は、市場重視の構造改革のこの手法はとらないということで、これは第二の道と。第三の道は、成長分野ですね。雇用や教育やそういった福祉や、そういった分にお金を出して行って、経済を活性化させていくと。こういう第三の道をとというようなことで、国の政策もそういう形で打ち出されているようです。

国の政策としては、私はちょっといささか物足りないなという面があるんですけども、こういう小規模市町村になりますと、先ほど言いましたように、公共事業の問題、また、企業誘致の問題にしてもそうなので、しかしながら雇用を創出して定住人口を図っていかなくあかんと。活力ももちろん維持していかなければなりませんし、そういう側面から、私は雇用という観点でちょっと何点かまた質問をさせていただきたいなと思うんですけども、まず1点目は、どこに力点を置かれたかという問いに対しまして、平たく言えば、地域にお金が落ちるような事業を中心に事業を考えておったと、こういうことをございましたけども、中身につきましては、私も一覧表をちょっと見させていただいたんですけども、少しちょっと経済対策においても、総花的になり過ぎてるのではないかなというような気がしております、もう少し町長の思い入れといいますか、重点施策というものにもう少しお金をつぎ込んだらといいますか、事業がちょっとその辺が物足りないな思ったのがまず1点と、もう一つは、交付金の性格上、これは施設の整備やインフラの整備とか、いろんなことに使い道はある程度限定をされる部分が確かにあると思うんですけども、経済危機対策臨時交付金については、私はこれについてはもう少し行政が取っかかりをつけて、民間活力を引き出す手法ですね。住宅改修制度なんかはそうだろうと思うんですけども、そういった事業をもう少しちょっと工夫して、そういう事業をふやすようなことが、視点が大事ではなかったかなと、こういうぐあいにはちょっと感じておまして、その点、町長は今現在も執行しているものもたくさんあるんですけども、どういった感想を持っておられるのか、もう一回ちょっとお聞きしたいなと思うんですけど。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） いろいろな交付金がありました。その中で、即対応していかなければならないような、そうしたものが多くございまして、その中には今後の与謝野町について、本来したいなと思っているような事業が、これらをうまく利用することができて進行できたという意味では、私は非常に町にとっても、この苦しい財政状況の中で、これはできないなと思ってたことができた。まさしく、今回のCATVの拡張事業なんかもそうなんですけれども、これはこうしたきっかけがなければ、なかなか取り組めない問題であっただろうと思いますし、そういう意味では、何を重点的にということですけど、本来やろうとしていたことをこれらに乗せて、ある程度の整備が大きく進んだという点で、そうした意味で町にとってはありがたいことだったなど。非常に大きな効果をもたらせていただけたというふうに思っております。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 確かにそうなんです。多額のお金が交付金として来ておりますから、従来積み残しておいた事業とか、ぜひともやりたい事業については、大変助かったのではないかなというように思うんですけども、ただ、先ほど言ったように1点申しますと、経済危機対策の臨時交付

金については、もう少し波及効果の伴うような事業もあつたらよかつたかなというぐあいに、これは私の感想ですけども、その点についてだけちょっと述べさせていただきたいと思います。

それと、1回目の質問でもちょっと触れましたけども、雇用という切り口から考えていきますと、一つは、雇用の間口を広げるようなことが必要だということと、受け皿となる企業への支援策が、これも必要だと思うんですけども、1回目の質問の中で雇用ニーズということで、3パターンほどちょっとお話をさせていただきましたけども、一つは、若者の定住に向けた雇用促進ですね。

特に、新卒者の受け入れ企業への輪を広げることが大事ではないかなと思っておりまして、これは先ほど言いましたように、当町だけでのスケールでは非常に小さいので、できれば丹後広域で、企業誘致に関しては取り組んでいただきたいなと。いわゆる、さっきも言いましたけども、ベッドタウン化をもうちょっと図っていけばいいというぐあいに思いますので、ぜひともその辺もお願いしたいなということと、この新卒者に関しましては、この間ちょっとチラシが入っておりまして、加悦校だよりというのをちょっと見させていただきましたら、加悦校では、就職は府下トップの早期内定100%ということで、大変喜ばしいことではないかなと思うんですけども、ちょっと読みますと、百年に一度の大不況に対峙するため、百年に一度の就職支援活動を展開したと。学校紹介による就職を希望する生徒20名が、9月の選考で内定し、府下はもとより全国トップ級の早期100%の就職内定率だということと、チラシに大きく書いてありましたけども、これちょっとよくよく見ますと、内定先の一覧も載っておりまして、当町で就職された方は4名程度で、後は宮津市とか伊根とか京丹後市とかというところが非常に多いようでございまして、こうした町内に残って就職される方についても、受け皿をもう少し広げていただいて、例えばこれは福知山市というのが全然出ておりませんですけども、そういったところにも就職先が見えるような形で、行政のことがどれだけできるかわかりませんが、ぜひそういった取り組みも考えていただきたいなというぐあいに思うんですけど、学校に向けた新卒者の就職支援に対しまして、行政とか学校がどういうぐあいなかわかりを持っておられるのか。もし何かありましたら、ちょっと聞かせていただきたいなと思うんですけど。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 学校とは直接にそうしたかわり合いは持っておりませんが、いろんな情報があれば、そうしたことは担当課等々からはお知らせをさせていただいているかというふうに思います。

ただ、今回の場合もお話を聞いてますと、割合早い時期に学校自体が動かされたのと、子供たちの明確なそういう意思を確認した上でそうしたことをされたということが、100%のそういう就職がなかったということではないかというふうに思います。

そういう意味では、学校のご努力というのは大変大きかったんではないかなというふうに考えております。

それから、町も町独自で雇用をしていただいた事業所に対しましては、次の1年間補助をする、そういう制度も持っておりますので、それらも利用いただく中で、地元での雇用ができるだけしていただけるような、そういう助成制度も持ってやっております。そうしたものもご利用いただけたらというふうに思います。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） それと、2番目のパターンとしては、織物業をやっているんだけど、最近は工賃がだんだんだんだん少なくなって廃業したいんだけど、働くところがないと、こういう相談もよく聞くんですけども、そういった方は、どちらかという年金のもらえるまでもう少し年齢がまだいかないというふうな状況の中で、何とか食いつなげたいということなんだと思うんですけども、そういった場合、この間2月に採用予定の臨時職員を募集しますという広告か回覧板かちょっと忘れましたが、こういう物がちょっと入ってありました。おおむね、1名から。草刈り等については、数名というように書いてありますけども、2月15日から2月26日までの間に申し込みをしてくださいというようなことだそうでございますけども、こういったものを出されたときに、一体どれぐらいの応募があるのかですね。それは、職種やいろんなものによって違うと思うんですけど、その辺の状況はどうなんですかね。私らが聞いているよりは、案外募集は少ないとか、いろいろちょっと思い違いがあるかもわかりませんので、その状況についてお聞かせください。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 各課で出しておりますので、ちょっと私、全体がわかりませんので。わかりますか。大体のところ。要するに、どれだけの応募者があるのかということですね。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

事務的なところは、私どもが総括しておりますけれども、面接につきましては、各課で対応しております。私のほうで集約しております部分としましては、全体的な自然公園の環境整備につきましては、7名の募集に対しまして38名ほどありましたし、それから、染色センターにつきましても、1名に対しまして10名を超える人数もございましたので、非常に多くの方がトータル的に手を挙げられたという状況にあるというふうに思います。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） 今お聞きしますと、大変そういった募集をかけられると、多くの方がやっぱり手を挙げられるんだなと。私が聞いている範疇とは全くそのとおりでございます、大変厳しい、今、状況であるというようなことが反映されたと思います。

それともう一点、3つ目のパターンですけども、働きたいんだけど、家庭の主婦の方がほとんどなんですけども、子供を保育園に預けてる間でも、短時間でも就労したいと、こういう方もたくさんおられるように聞いております。

それともう一つは、これは扶養の関係があると思うんですけども、年間の所得が103万円を超えると税金がかかってくるということで、扶養の範囲内で働きたいとか、いろんな思惑があるみたいでございまして、そういった方ですね、例えば一日5時間とか4時間というようなパターンだと思うんですけど、現在の雇用奨励金につきましては、正規雇用でないといけませんし、週30時間の労働でない奨励金が出せない、こういうような状況だと思うんですけど、前にもこれちょっと質問をしたんですけども、そうしたパートの方を雇われるところについても、条件整備が非常に難しいだろうと思うんですけども、雇用奨励金とまではいきませんが、多少の雇われる企業についても支援をするというような形が、私は必要ではないかなというぐあいに思

ったりもするんですけども、その辺、町長はどう思われますか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 非常に難しいというふうに思っております。町独自で雇用をする場合にはフルタイムで、それに対しては社会保険も適用するという形での雇用になりますし、時間といいますかアルバイトとしてということも短期間の場合はあるかと思いますが、民間がそうされるのに対して、町が補助をすとか助成をすということになりますと、とても今の町の。

1 7 番（谷口忠弘） 実態がわかりにくいという。

町 長（太田貴美） ちょっと言われてる内容が違うのかもわかりませんが、今の段階ではちょっと難しいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） そういう雇用のニーズがあるということで、雇ってあげたいと思われる企業側も幾ばくかの何らかの奨励金みたいな形で援助がいただければ、雇う側もうれしいでしょうし、雇われる側もそういった支援を受けれるということで、両方ともハッピーではないかなというぐあいに思ったりもするんですけど、確かにその制度をつくるのは、ちょっと非常に難しいんだろうとは思いますが、何かええ知恵があったら、ぜひまた考えていただきたいというぐあいに思っております。

それと、雇用調整助成金につきましては、これは昨年9月の補正で決定をしていただきまして、本当に雇用維持のために頑張ってる企業への支援メッセージが送られたことは、大変喜ばしいことであると、これは私も感謝をいたしたいと思えます。

5分の1の補助につきましては、継続してやると、こういうぐあいにお聞きしましたので、安心をしております。しかしこれは、あくまでも受身の防御策でありまして、ぜひとも企業さんにおかれましては、新規事業の展開とか創意工夫によって新商品を開発すとか、そういった形で、ぜひこの不況が災い転じて福となすようなことになるように、受け入れる企業も頑張っていたきたいなというぐあいに思ったりもしますが、この制度によりまして、ちょっと先ほど第1質問のご答弁をいただいたかも知れませんが、一体何人ぐらいの雇用が守られたのか。これもハローワークの関係でちょっとわかりにくいかも知れませんが、何人ぐらいの雇用が守られたのかということがわかるのであれば、ちょっとお聞かせいただきたいなと、このように思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 商工観光課が把握していると思いますので、商工観光課から。すいません。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 事前にお聞きしておりましたら答弁できたんですが、私も手元には、一応業者一覧は持っておりまして、町長のほうから申し上げたかわかりませんが、21年度実績で22企業でございます。それで、マックスで助成金が町単費で200万円ということでございますが、200万円を助成させていただきましたところが、3事業所でございます。

あと、100万円で補助させていただきましたところが3事業所というようなことございまして、その内容につきましては、ちょっと答弁とは違いますが、そんな状況下の中でどれだけの対象者につきましては、当然、申請の段階で何人に対して補助金を打ったかというのはわ

かりますので、それにつきましては、機会ありましたらご報告させていただきということで、結論的に手元には今持っておりませんので、申しわけございません。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 私が想像するには、この助成制度で大変な雇用者の数が守られたのではないかなというぐあいに思っております、私の友人もある近くのとこに勤めておりますけども、会うたびに、きょうは休みなんだと言っておりますけど、3日ほど週に働いたらいいようすし、4日ほど休まなあかんということでおっしゃっておられましたけども、しかしながら、全額ではないんですけども、幾ばくかの給料保障があり、大変喜んでおられました。

しかし、これもそんなに長く国の施策としてずっと続くかということ、ちょっとなかなか難しい面があるのではないかなというぐあいに私もちょっと感じているところであります。

それと、今後の雇用対策でありますけども、これは第1回目の質問でも言いましたけども、福祉・医療・教育、こういった分野が大変大きな雇用を広げる分野であると、これはよく言われております。事実、産業振興ビジョンによりますと、当町の事業者数は、全事業者数2,331で、従業者数が1万67人と載ってありました。一番多いのは製造業で、1,138事業所で3,401の方が働いておられる。要するに、1事業所当たり3人です。卸、小売業者、これは430業者ありまして、1,893の方が働いておられまして、1事業所当たり4.4人です。

ところが、福祉・医療に関しましては、66の事業者で1,029人、1事業所当たり15.6の方が働いておられる。教育、学習支援、この関係では76事業所があって、664の方が働いておられて、1事業所当たり8.7人と。こういうことで、1事業所当たり群を抜いて福祉の分野は非常に多いわけです。これは、事業の性格上の問題がありまして、人海戦術的などところがあるため、当然、人手がようけ要る、人件費がたくさん要ると、こういう事業所ではあると思うんですけども。

それと、もう一つ特徴的なことは、先ほどちょっと言いましたけども、非常に正社員化率が高いということですね。ほかの業種は、どちらかというパート、アルバイトという比率が高いんですけど、この福祉・医療に関しましては、91%が正社員だというぐあいに書いてありました。

私の知ってる福祉事業者、私の店の近くにあるんですけども、このNPOさんは、私ちょっと聞きましたら、65人の方を雇っておられまして、年間社会保険だけで、事業者負担が1,500万円を超えると、こういうぐあいにおっしゃっておられまして、大変な数の雇用をしていただいております。していただいておりますという言い方はおかしいですけど、こういった実態があるわけですね。

今後、町長は、非常に福祉の面について、当町は非常に充実しております、これを広げていこうという大変な意欲を持っておられるように思うんですけど、私はこれは大変結構なこととして、需要が多く見込める、この雇用拡大につながるこういう施策を、過去は余り辛口のことばかり言っておりましたけども、自信を持って進められたらいいのではないかなと。つくづくいろいろな統計を見まして、そう感じました。

今回も特養の計画とかいろいろあるようでございますけども、ここでの雇用も期待できるところだと思うんですけど、何かご計画がございましたら、ちょっと計画といたしますか、内容的にどの

程度の雇用が図れるのか。その辺がわかっておられましたら、ちょっと聞かせていただいたらありがたいと思うんですけど。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） やっとご理解いただけたのかなということで、今、大変うれしく思っております。それこそ旧町時代から私は、福祉も産業であるということと言い続けてきました。そういう中で、そんなあほなという。言ったらご批判をいただくことが多かったんですけども、実際にやってきた中で、現実、皆さんもご承知のとおり、岩屋に虹ヶ丘、そして夢織の里、あそこでの合わせた雇用が100人近い方がおられます。食材も地元から購入し、地域からの雇用も生まれてます。岩屋の方たちは、先見の明があって、野田川の中で点々としたものを岩屋地区にそういうものを持ってきて、福祉で町おこしといいますか、地域おこしをしようという、そういうお考えが実を結んだ一つの大きな例だというふうに思っていますし、そのことについて地元では余り評価はされませんでしたけれども、全国的に多くの視察が連日あそこへ訪れられるという、そういう時期もございました。

今、それが当たり前になってしまっておりますけども、そうした考え方をもとに、この町に安心して住み続けられるためには、年寄りの方も障害のある人も、この町で安心して暮らせるためのそういう福祉施策というものは大事だという思いと、それによって雇用が生まれてくると、そういう考え方から、新しい新町になりました中でも、福祉空間整備事業、どこでも安心プランを立てて、身近なところでの福祉を受けられる、そういう計画を年次進めてきたわけです。あれも一事業所じゅう1、500万円を限度に補助をしていくという制度でございますけれども、そのおかげで多くの小規模多機能の施設ができてきましたし、障がい者の方、あるいは聴覚障害の方の施設等も整備することができましたので、そういう意味では大きな経済的な効果は、町としての施策の中で生まれてるんだろうというふうに自信を持っているところでございます。

そうしたことの中で、今後、できれば待機者の多い特別養護老人ホームの建設に向けて、次には頑張っていこうというふうに考えておりまけれども、今まだちょっときちとした、皆さんに公表するところまではいっておりませんので、今までの報告につきましては、今までの経過につきましては、ぜひ全員協議会あたりでご報告はさせていただきたいというふうに思っておりますので、この議場での発言は差し控えさせていただきたいと思いますが、基本的にはそういう考え方で、特養をこの与謝野町で担う福祉法人や、あるいはNPOがあれば、そうしたものをぜひ進めていきたいというふうに思っております、お約束の中にもそれを上げさせていただいているということでございます。

議 長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） ちょっと少し誤解を招いたら申しわけないんですけど、私は何も別に福祉一辺倒ということ言ってるわけなしに、先ほど言いましたように、産業振興においても、企業誘致においても、粘り強くこれをやっていたかかないと、町に活力というのがなかなか芽生えてきませんし、それと、最近をよく農商工連携といいまして、農業と商業者がタイアップして、やっぱり企業経営として成り立つ農業事業、これを確立していくのも一つの手だと思いますし、そこに向けた雇用もたくさんあるんじゃないかなというぐあいに思っておりますし、もう一つは、今までいろんな議員さんがおっしゃられました観光ですね。これについても一定の雇用も見込めます

し、いろんな幅広い分野の中で考えていただきたいなど。

しかしながら、成長分野という福祉ですね。その関係かなというぐあいに思っ、いろいろデータを言わせていただいて、感じておったようなことをちょっと述べさせていただきました。

それと、最後になりますけども、最近、役場で職業紹介とかいうような形で。

議 長（井田義之） 谷口議員、まとめてください。

1 7 番（谷口忠弘） はい。

やられている事業所も多いように聞いておりますけど、これはハローワークとの重複とか、いろんな民間企業の紹介業者の圧迫につながるということで、なかなかこれは難しい事業だと思うんですけど、この間、京丹後市へ行きましたら、市役所の玄関を訪れたときに大きなテレビがございまして、そこにテロップで職業紹介ですね、ざっと流れてるんですね。ようよう見ましたら、あそこは京丹後市ですから、豊岡とかそういう業者の求人募集の案内がずっと流れてるんですね。ここからハローワーク、与謝野町から20分、30分かかりますから、なかなかそこまで行って職業紹介を見るのが大変時間がかかりますので、私はそういったサービスをしていただきたらどうかと。

例えば、役場の入り口のところに大型画面のテレビを置いていただいて、今、求人募集がどうなっておるのかについて、そういう情報をお知らせするというのをぜひしていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） これはまた、商工観光課長のほうから答えさせますけれども、希望としては、できるだけそういう情報は共有をして、多くの方に知っていただく、そういうことは可能かというふうに思いますので、できるだけそういう方向に行くようなことで、私自身は考えております。

それが可能になるかどうか、商工観光のほうから答えさせます。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

お答えになるかどうかわかりませんが、現状を報告させていただきますと、ハローワークから情報提供いただきましたものを与謝野町におきましては、現在のところペーパーで各庁舎のほうに配布をし、そこから情報を入手していただくという紙ベースの状況でございます。

今後につきましては、この情報システムが構築できておりますので、そういったあたりを関係課と調整しながら、一つの手段として検討する余地は、町長が言われましたようにあるというふうに思いますので、検討課題とさせていただきます。

1 7 番（谷口忠弘） ぜひお願いします。

ありがとうございました。

議 長（井田義之） これで、谷口忠弘議員の一般質問を終わります。

次に、1番、野村生八議員の一般質問を許します。

1番、野村議員。

1 番（野村生八） 日本共産党議員団の野村生八です。私は、通告に基づきまして、救命救急センター、救命救急体制について、町長に質問いたします。

前回、3月議会でも医療問題について質問した中で、この救命救急センターの問題を取り上げ

ました。今回、引き続き、これに絞って取り上げるということについては、3点ほど理由があります。

一つは、共産党議員団で豊岡病院に視察に行きました。このことによって、私自身の救命救急センターに対する意識が変わったということがあります。

二つ目には、ドクターヘリが運行を始めたということがあります。

そして、最後三つ目には、さきの町会議員選挙で、この救命救急センターの設置を私は大きな公約の柱として訴えました。市内で助かる命が北部で助からない、こういう命の格差はあってはならない、このことを訴えまして、多くの有権者の皆さんから大きな励まし、激励、そして、この実現に対する願いが寄せられました。こういうことで、まだ3カ月しかたっていませんが、今回引き続き救命救急について質問をさせていただきます。

まず、救命救急センターとは何か。あるいは、救急体制とは何かということについて、若干私が思っている内容について発言をいたします。救急体制については3段階ありまして、第1次救急医療体制というのが、初期救急医療体制と言われていますが、休日診療所や夜間急患センター、こういう形でこの地方でも取り組まれている、そういうものです。

次の段階が、第2次の救急医療体制で、入院を必要とする医療の場合の救急医療体制で、この地域では与謝の海病院、丹後中央病院、弥栄病院、久美浜病院。最近、宮津武田病院でも始められたというふうに聞いたんですが、それは実際どうかということは確認はしてないんですが、こういう形で行われてきています。

そして、最後の第3次救急医療体制というのがありまして、これがいわゆる救命救急センターと言われるものです。急性心筋梗塞や脳卒中、あるいは頭部外傷など、複数のそういう治療に対応していく、重篤な患者、いわゆる重症患者に対して高度な医療技術を提供できる、こういう体制を持った医療体制、センターでありまして、24時間365日、どういう治療に対しても対応できる体制を整えていこうというふうな目的を持って取り組まれております。その中でも特に今言いましたようなことが、実際可能なのが高度救命救急センターと言われてまして、約23全国にあるというふうに聞いています。

一方では、救命救急センターから遠い地域があつて、これを補完するものとして、新型救命救急センター、いわゆる地域救命救急センターというのが、今、政府によって進められてきております。年間六つとか七つ普及したいということですが、実際にはそれがなかなか普及できないと。今は二つとかいう形になっているわけです。こういう救急体制になっています。

それでは、京都府の救命救急センターの実態はどうなっているのかということですが、前回は指摘しましたけども、京都には救命救急センターというのは三つしかありません。全国21の中の三つ。例えば、大阪には14もの救命救急センターがあり、そのうちの二つが高度救命救急センターです。京都の三つは、普通の救命救急センターだけです。

また、例えばお隣の兵庫県では六つ、救急救命センターがありまして、そのうちの一つが豊岡病院、北部にもこれがございまして。この豊岡病院の救命救急センターを視察をいたしまして、先ほど言いましたように、ちょっと私の認識も変わってきました。

豊岡病院というのは、二つの市が運営する組合立の病院ということで、正式名称も公立豊岡病院組合立豊岡病院ということになっていまして、パンフレットでもそういう形で書いてありまし

て、略称、公立豊岡病院というふうになっています。しかも、この間、医療というのは都道府県単位で行われてまして、しかも都道府県の中を医療圏で区切って、その医療圏ごとに医療体制を整えるという形で進めてきています。

この地域では、与謝野町、宮津市、京丹後市、伊根町、この地域で2次の医療圏が決められて、その中で体制がつくられています。当然、豊岡病院は他府県ですので、この地域とはかかわりのない形でされているのが普通なんですけども、このパンフレットを見ますと、冒頭に豊岡病院は、兵庫県北部、京都府北西部の地域の基幹病院として役割を果たしているという、こういうことが書いてあるわけですね。これ見ただけでも、ちょっと今まで感じとったイメージと大分違うなというふうに思います。北西部ですから、ここは入っているわけではなくて、例えば久美浜あたりが入っているんだろうというふうに思います。

その2市というのは、いわゆる豊岡市と、それから朝来市、この二つの市が運営している病院ほかに日高医療センター、出石医療センター、梁瀬医療センター、和田山医療センター、合わせて五つの病院をこの2市で運営をされているわけですね。このうちの一つの豊岡病院に、救命救急センターが設置されている。そして、ここを基地にドクターヘリの運行が始まったというのが実際のところとして、前回、3月議会で私は、京都府にぜひ実現を求めているという話をしましたが、ここに視察に行きまして、いわゆる京都府だけの問題ではなくて、まさに我が町、市の、この地域の自治体の問題なんだなと。私たち自身の問題なんだなと、つくるかどうかがというふうに大きく思いが変わりました。

そういう点では、まず、この与謝野町自身が救命救急センターを設置しようという、こういう意思を持って、関係団体、病院、そして市町村、区、こういうところに協議を始めましょうという呼びかけをすべきではないかということをおもいましたので、今回取り上げさせていただきました。こういう点で、町長のお考えをまずお聞きをいたしたいというふうに思います。

二つ目には、ドクターヘリの運行が始まりました。この豊岡病院に視察に行くと、ドクターヘリも見せていただきまして、運行状況も聞きましたが、今まで一番多かった千葉県にあるドクターヘリを断トツに追い抜いて、全国一の飛行回数という状況になっているというお話でした。

このドクターヘリは、どういう今運行状況と、そしてどこに課題があるのかという点について、どのように把握されて、今後についてどういうふうに考えておられるのか、その点についてもお聞きをいたします。

3点目には、救命救急搬送の体制です。3月議会でもお聞きをいたしましたが、命にかかわる救命救急の搬送、治療ができないとわかっている与謝の海病院にまず搬送して、そこから治療ができる病院に転送される。これはおかしいのではないかと指摘をいたします。その後聞いた話も、こういう問題について多くの皆さんが不安を持ち、疑問を持っていると。そして、独自に命を守るための行動を起こされているということをお聞きをいたしました。

例えば、由良で倒れられても、与謝の海に運ばれます、病院に。そして、舞鶴の病院に転送される。ですから、由良で倒れられたら、まず自家用車で舞鶴まで運んで、そこから電話をします。そしたら、舞鶴の救急車が来て、すぐに舞鶴に搬送していただける、こういう話まで出ているわけですね。

ですから、3月議会も言いましたが、まさにこういう問題について早急に取り組む必要がある

と思いますが、私はこの救命救急搬送の体制、今どういうふうに変ったのか、再度お聞きしながら、3月議会になかった新しい視点も生まれていますので、その点について後ほど質問をさせていただきたいというふうに思っています。

以上、1回目の質問を呈します。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 野村議員ご質問の救命救急体制についてお答えいたします。

1点目の救命救急センターの設置に向けて、関係自治体、医療機関などとの協議を始めるべきではないかについてでございますが、議員も先ほど述べられましたように、救命救急センターは一般の救急医療施設では診療することが不可能な重篤な救急患者を受け入れる施設として位置づけられておりまして、都道府県が整備しているものでございます。このため、24時間診療体制を確保するための十分な医師、職員体制はもとより、最新の設備を整え、重症や複数の診療領域にわたるすべての救急患者に対して、高度な診療機能を持つことが条件となっており、府内では京都第二赤十字病院、京都医療センター、京都第一赤十字病院の3カ所が救命救急センターとして認可されております。現在のところ、亀岡市以北では、当施設は整備されておらず、近隣では先ほど来出ておりました兵庫県の公立豊岡病院が認可をされております。

こうした中で、京都府保健医療計画によりますと、本地域の救急医療体制としましては、休日往診診療所や在宅当番医制による初期救急医療体制を初め、救急告示病院である府立与謝の海病院によって、第2次救急医療体制がとられているところでございます。

さらに、府立与謝の海病院での診察が困難な場合に、第3次救急医療体制として、消防ヘリ等によって救命救急センター等への受け入れをお願いしていましたが、ことし4月から運行開始されたドクターヘリによって、さらに迅速な救急医療が行えることになり、患者の状態や受け入れ病院の状況いかんによって、適切な病院への搬送を行うことができるようになりました。

議員ご指摘のように、府北部で救命救急センターの設置は、地域医療の格差是正にとって大変望ましいことというふうに存じますが、まずは中核病院である府立与謝の海病院の医師確保を初め、医療体制の強化など、さらなる充実を図るため、近隣市町とも連携しながら、引き続き京都府への要望を続けていきたいというふうに考えております。

次に、2点目のドクターヘリの運行状況と課題は何かについてでございますが、ドクターヘリの運行につきましては、4月17日から運行が始まっております。事業開始から5月16日の運行状況については、1カ月間で出動回数は、合計82回。一日平均2.7件の運行となっております。全国平均の約38回を大きく上回っている状況でございます。

雨天による天候不良で出動できなかったのは2日間と聞いております。運行範囲の3件の内訳としましては、兵庫県が57件、京都府が24件、鳥取県が1件でございます。京都府24件のうち、宮津与謝管内の出動件数は1件であり、宮津市でありましたので、運行後1カ月間では、与謝野町での出動がなかったということでございます。

この事業の課題としましては、夜間はヘリを運行することができないこと。悪天候時に出動ができないということでございます。また、現在では、ヘリ等の資機材及び人員体制もヘリ1基分であり、要請時刻が重なった場合や、要請時刻にヘリが運行中であった場合は、対応できないと

ということもあり、このような課題を解消するため、現在ドクターヘリの補完として、ドクターカーの導入の研究が進められています。これは、但馬救命救急センターを中心に、半径40キロ圏内の範囲で運用するなどの検討がされているというふうに聞いておりますが、この場合、ヘリとは違い、搬送時間などの問題が大きいため、今後、宮津与謝管内への導入については、慎重に検討を重ねていく必要があるというふうに考えております。

ドクターヘリの課題の解消などについては、京都府や近隣市町、宮津与謝消防組合などと協議を重ねながら、救命救急体制の充実に努めていきたいというふうに考えております。

最後に、3点目の救命救急搬送の体制はどう変わったのかについてお答えいたします。ドクターヘリ導入以降の救命救急の状況については、現段階では要請件数が少なく、検証することは困難と考えております。宮津与謝消防組合によれば、過去3年間の平均データとして、医療機関収容まで30分を超える事案が年間約800件あり、その中で死亡及び重症事案が約10%発生しております。こうした重篤事案において、ドクターヘリ要請基準、出動基準に合致した場合、早期にドクターヘリを要請することにより、約10分から15分程度でランデブーポイントにヘリが到着し、医療機関への搬送を待つことなく現場で医師により医療が提供されるということから、患者の救命率向上や、あるいは擁護が改善されるケースが向上するというふうに考えております。

また、平成21年12月16日に宮津与謝消防署加悦谷分署に高規格救急車両が配備され、救命救急士が活動しやすい環境が整ったことにより、スムーズな救命措置が実施できることとなりました。そういう今現在の状況でございます。

以上で野村議員への答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） ありがとうございました。

まず、京都府の救急医療体制がどうなっているのかということについて質問をさせていただきます。先ほど答弁いただきましたように、私も持っているんですが、計画の中で、今言われました救急医療体制が一項目として掲げられています。

それで、先ほどの答弁では、都道府県が救命救急センターは設置することになっているというふうに言われました。ということは、南部にも、これによると救命救急センターない、北部にもない、すべて三つ市内にあると。こういう状況を進めてきているのは京都府だと。京都府のここに責任があるということになるというふうに思いますが、それで間違いがないかどうか。

それで、言われたように、この計画、新しくつくられた計画だと思うんですが、それでも3次救急医療体制、先ほど言われました体制は、まさに消防ヘリによって今までやってきたと。しかし、南部は消防ヘリで結構対応ができたが、北部はほとんど飛んでいないということで、先ほど言われたような、命にかかわる状態、命がなくなったり、命助かっても重い障害が残る事例が非常に多いと。ずっと回っていても、本当に想像以上に多いんですね。あの人がかうだった、あの人がかうだったという方が。深刻な事態が、今広がってるんだというふうに、それを聞きながら思ってるんですが、京都府の計画は、市内に三つある状態を改善するのが、ヘリによる搬送、これが計画になつとるわけですね。これを改善するのに、言われたように北部は消防ヘリがほとんど飛んでない実態があるので、ドクターヘリを新しく始めるというのが改善策です。

ここには、救命救急センターをふやすということは一切ない。兵庫は六つあるのに、京都は三

つしかない。しかも、市内にしかなくて、北部にも南部にもない。その状態を京都府として改善しようという内容には一切なっていないですね。都道府県によってしか設置できない救命救急センターであるならば、まずこの計画を変えるべきだというふうには私は思いますが、町長はこれについて、京都府のことなんで、もちろん思い、どう思われるかということですが、どうでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃるとおりで、本当に救命救急センターそのものが、この北部には全くない。それをフォローするための方法でドクターヘリという格好を今とっているわけですが、今後、私自身も本当に京都府が、この北部には救命救急センターが必要ないと思っておられるのかどうかという、そういう確認はしたこともないので、今の状況でお答えすることはできませんけれども、本当にこの地域のことを考えますと、第3次のそうした救命救急センターの設置というのは、どこがされようとも必須のものであるというふうに、私自身は思っております。

曲がりなりにもこの地域の医療機関であったところの、たまたま関係の一人として、そうした危機感というものは非常に大きく持っております。きっと私自身も明確なことは言えませんが、都道府県が設置するというのか、都道府県が許可するというのか、多分、許可することになってるんだと思います。といいますのは、私立病院であったって、救命救急センターを病院に持っているところは都会にはたくさんあるわけですし、必要と思えば、京都府が直接であろうと、認可を出してしようとするところに許可を与えようというわけですから、もとの計画がどうなのかということについては、ちょっと私自身も承知をしておりませんので、これ以上申し上げることはできませんけれども、ここの与謝野町の町の首長としては、町民の命がまず少しでも、少しでもというより一人でも亡くなるというような、そんな悲しい結果にならないような方策というものを、京都府や近隣の市町とも協力をして、まず話をする、協議をする。どういう中身なのか教えていただくというところから始めたいというふうに思っております。

お答えにはならなかったかと思いますが、思いとしてはそういう思いでございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） このドクターヘリのパンフレットでは、先ほどありましたように50キロ圏を対象にドクターヘリが飛ぶわけですね。でも、現実には50キロ圏というのは丹波市と綾部市と舞鶴市が半分ぐらいのところまでです。現実には、京丹波町まで飛んだことがあると。だから、まさに北部、そこまで救命救急体制ないというのが現実だろうと。

しかも、先ほど言いましたように、ヘリしか書いてませんが、答弁ありましたように、ヘリにはいつでも命を守るという、この救命救急を全部カバーすることは無理があるということは、先ほど答弁ありましたように、夜間はだめ、雨でもだめ、雪でもだめ、だから、豊岡病院では、あるいは兵庫県では、既にドクターヘリだけじゃなくて、ドクターカーを検討、先ほど言いましたように、されています。

ドクターカーも50キロ圏言われますから、ドクターカーは道をそのまま走ってくるわけですから、そのとおりに。言われるように、とてもヘリみたいな、ヘリだとこれですと、与謝野町ですと9分、遠いところに来るわけですが、救命という点では、恐らく間に合わないこともあるだろうというふうに思ってます、これはここに書いてあるヘリによるだけではなくて、まさにこの地域に救命救急センターが必要だというふうに、書くべきだろうと思います。

もう一つは、やっぱり与謝の海病院の位置づけですね。先ほど言いましたように、救命救急センターというのは、何も都道府県の病院だけではなくて、公立や私立にいっぱいあります。公立の救命救急センターには、直接の補助がされないんですね。公立の場合は、交付税算入という形で、自治体を通して補助が行きます。私立の場合は、直接の補助事業として、国が3分の1、都道府県3分の1、事業者が3分の1。例えば、一施設1億円とか、あるいは医師に対して1,300万円の補助とか、一人の医師に対してという形で分けがされているわけですね。

この豊岡病院でも2市で、ですから運営されていますが、年間、全国救命救急センター赤字なんですけど、豊岡病院も3億円、4億円の赤字に対して、二つの市から繰り入れしている。その中には、交付税算入分もありますが、持ち出しもかなりしているという話なんです。

兵庫県はじゃあどうなのかという、さっき言いましたように、公立ですから交付税算入分が入って、直接の補助金というのはないということで、県からの補助はないというのですね。私は、県からの補助があるんだろうと思って視察に行ったんです。というのは、東京都が助成事業をつくっておられるんでね。どこでもつくっておられるのかなと思って行ったら、兵庫県からは一切お金出てないと。ということは、市が自分のお金でやるもんだと。先ほど言いましたように、都道府県がどこまで関与できるのか僕も調べてませんが、基本的に市が独自にやるということがあり得るもんだと。必ずそうしなければならないんじゃないですけども。あるいは、民間の病院でもできるということなので、まさに現状の京都府の計画どおり進めていても、この地域の命は守られないというのが、この間の実態だろうと思ってまして、これは今までと発想を大きく変えていただいて、今言われたような形で、ぜひいろんな調査もしていただきながら、大事なものは、だから関係。近くの市町村との協議。与謝野町だけでは、ちょっと何ぼどうでも無理があるだろうと思いますので。

豊岡病院は、対象20万人だと言っておられましたので、ここでいえば京丹後市、宮津、伊根、与謝野町だけでも足らなくて、福知山、舞鶴とか、半分ずつぐらい入って、ようやく同じぐらいになるのかなというふうに思いますし、そういう近隣の市町村との協議というのが、まず大事ではないかなというふうに思っています。

先日の宮津市議会で、私どもの共産党議員団の質問に対して宮津市長も、その必要性は認めて、京都府とも同じように協議していきたいという答弁をされていますので、恐らくそれとどこの市町村でも、どこの住民でも、議員でも、同じ思いだろう、この問題についてはと思っています。

こういう点について、再度お聞きをいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そういう意味で、先ほども申し上げさせていただきました。どういう状況であるのか、また、どういうことなら可能なのかといったことも全く今の状況では資料もございませんけれども、今までの計画によりますと、今ある中核病院の与謝の海病院を普通の診療と言うたらおかしいですけど、第2次病院として、中核病院として成り立つ、そういう医師の確保等々の話がございましたけれども、そのみならず、今後についてどういうことが考えられるのか、協議をさせていただく、あるいは要望させていただく行動をとっていきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） よろしくお願ひいたします。

次に、救命救急搬送の体制についてお伺ひしたいんですが、先ほども言いましたが、3月議会で命にかかわる場合、いわゆる救命救急の場合には、直ちに診療ができるところに直接搬送すべきではないかということをお聞きしました。現状では、それは変わってないでしょうか。今までのままでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） あやふやなことは申し上げることはできないんですけれども、何ら変わっていないというふうに認識しております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） ドクターヘリが運行されたんですよね、始まったんですね。ということは、この地域の救命救急搬送は、私は大きく変わったんだと思うんです。ドクターヘリの発動は、どこが発動を求めるんでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） どこが発動を求めるかということは、こちらからヘリを要請するのは、消防署を通じてということでございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 先ほどの答弁でもありましたけども、この中でも消防が命にかかわると思ったら、救命救急発動をするわけですね。ドクターヘリの出動を要請するわけです。搬送先は、豊岡病院なんです。与謝の海病院じゃないんですよ。

例えば、与謝の海病院の隣の家に住んでおられる方が倒れた場合に、消防の判断でドクターヘリを要請されて、到着して、ドクターヘリは今たくさん飛んでまして、実際、診療して、これは大丈夫だということであれば、近くの病院に行ってくださいと、からで帰る場合も結構あるそうですが、しかし、これは大変だ、命にかかわるといえば、豊岡病院に直接搬送されるんですね。与謝の海病院に一回連れて行ってから、その病院の判断で豊岡病院に行くんじゃないんですよ、今は。ドクターヘリが運行される以前は、もうそれしかなかったんです。与謝の海病院に必ず行かなければならなかったんです。でも今は、消防の判断で、与謝の海病院以外に命にかかわると消防が判断すれば、豊岡病院に搬送するんですよ。

例えば、由良の人が夜中倒れて、ドクターヘリが要請できないです。先ほど、雨天でできなかった言いますが、消防は、夜間だったら絶対ドクターヘリは要請しません、命にかかわっても、絶対飛べないということはわかってますから。ですから、由良の方が夜倒れたら、救急車になるんですね、ドクターヘリはないんですよ。そしたら、与謝の海病院行くんですよ。そして、舞鶴まで転送するんです。これはおかしいと思うんですが、どうでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今の段階ではヘリが飛ばないんですから、そういう形をとらざるを得ないということだというふうに思いますが。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 私は、そうは思えないんですね。救命救急搬送体制で何が一番大事かといえば、3月議会も言いましたが、いかに命を守るか。そして、命が守れなくても、いかに後遺症が少な

い、そういう治療をするか。それに必要な搬送はどうすればいいのかということが一番大事だというふうに私には思えるんですね。

先ほども言いましたが、今の搬送の仕方では住民の皆さんも不安だから、村の方がわざわざ自分で舞鶴まで連れていってもらって電話をかけるということまで起こっているのが、今の救命救急搬送の状況だと思うんですね。しかも、それはドクターヘリの場合は、専門の医者が診て判断ではなくて、消防からということですよ。そうであれば、今までドクターヘリが飛んでない状況の中でつくられてきた、いわゆるマニュアル、2次医療圏では、2次だけではないかもしれませんが、この地域では与謝の海病院にまず運ぶというふうに決められていると。決められていることが大事ではなくて、いかに少しでも命を守るような搬送体制を考えて、それに基づいて進めるということが大事だと思うんです。今までは、そういう消防の判断で行き先を変えるということはされてませんでしたので、新たに取組まなければならないことですから、壁はかなり大きかったらうというふうに思います。

しかし、今はドクターヘリに関しては、もう始めているわけですね。ドクターヘリできて、救急車の場合にはできないということは、僕はないと思うんですよ。これは、そういう意味で今回取り上げたんですが、私は今の状況で、新しい救命救急の救急車による搬送体制に切りかえることができるし、切りかえるべきではないかと。それが、この地域の命を守り、そして障害を生まない。一刻も早く必要な医療を受けれる、そういうことになるんだというふうに思えるんですが、それについて再度お考えをお聞きします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今のシステムの中では、要は救急の要請がありました。それについてヘリを飛ばすかどうかは、ヘリが飛べない状況のときに、それはまずは近くの病院へ行って、そこの判断を受けてという、そういう。救急車の中には医者に乗ってないわけですから、ですから今の状況の中では、一たんはそういう手続をして、一定の判断を仰ぐということは、これは医療行為がその中で救命士によってできる範囲も決まっておりますから、そういうことになるかというふうに思います。

いろいろと矛盾点があるかと思いますが、ドクターカー等の導入ができるようになれば、またそれは変わってくるかと思いますが、今の状況の中では、ドクターヘリはその中で治療行為ができますから、ですけれども、救急車では治療行為はできませんので、まずは近くへということになるかというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） このパンフレットでも、ドクターヘリはどこに着陸するのですかという中で、僕もそうだと思うんですけども、原則としてあらかじめ指定された公園や校庭などの離着陸場所、ランデブーポイントというふうになっとるんですね。一遍、医師の判断を受けてから、ランデブーポイントに来るんですか。もし、医師の判断を受けてからということなら、病院の近くにランデブーポイントがあるということでしょうか。

要するに、ドクターヘリの救命救急体制は、医師の判断なしに、救命救急士の判断に基づいて、消防から要請されるんですよ。ドクターヘリは、そういうふうに僕は理解しておるんですよ。お医者さんの判断を受けて、消防がドクターヘリを要請されるのなら、私の考えは違うと思うん

ですが、私の理解は、医者に行く前に救命救急士によって消防が判断して、ドクターヘリを要請する。その場合は、与謝の海でなくて豊岡病院でいいと。

そうであるならば、同じ救命救急が必要だと判断して、ドクターヘリは飛ばないと判断した場合は、まずこの地域ならどこの病院と、治療ができるのかと、その時間にということを把握していただいて、真っすぐそこに向かってもらうと、1分1秒を争うわけですから、ということが可能ではないかと、ドクターヘリが飛んだ後はですよというふうに思えるので、この質問をしているんですが、もう一度お聞きします。どこか違えば、また教えてください。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 消防署に聞いていただいたら一番いい、わかる話だと思うんですけども、しかし、それに携わっている担当課のほうからお答えさせていただきたいと思います。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ドクターヘリに関しまして、ご質問にお答えしたいと思います。

まず、町内のランデブーポイントですが、離発着が可能な場所ということで、町内小・中学校のグラウンド、それから阿蘇シーサイドパーク、与謝の海病院、ワークパル駐車場等、18カ所、与謝野町内にランデブーポイントを指定させていただいております。

それで、まず119番という形で消防署に救急車なりの要請がかかってきて、その中でドクターヘリ、その中でちょっと詳しくはわからないんですが、いろいろ要請基準というものがあるようでして、キーワード方式で患者の容体だとか、こういう状態だからヘリを要請するというふうな、消防署と救命救急センターとの無線電話等のやりとりで、ランデブーポイントを目指してヘリが向かってきます。

そして、救急車で患者を運びながら、ランデブーポイントで合流するというふうなことで、ランデブーポイントで患者の容体をドクターヘリの医師が見まして、そこで現場でのまず治療が第一に行われるというふうなことで、そこで搬送が必要であれば、その医師の判断で最寄の、例えば与謝の海病院なり、今話がありますように豊岡病院なり、そこに必ず行くという病院指定ではなくて、あくまでも医師の判断による患者の容体によって搬送先が、受け入れ態勢も必要かと思しますので、そういったことで、あくまでも現場の医師の判断によって搬送先が必要に応じて決められるというふうに聞いております。

ちょっと断片的な情報でしかございませんので、私どもが知り得ておる範囲の中でお答えさせていただきました。

以上です。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 今言われたように、キーワードが決められていて、例えば心配停止とか出血多量とか、まさに救命救急士が、これは命にかかわるという判断をした場合に、そういう対応をするわけですね。ドクターヘリを飛ばすのはなぜかといえ、一刻も早くそういう処置ができるように、1億7,000万円、三つの県で運営費出しながら取り組んでるわけで、まさに同じキーワードの場合に、一刻も早くそれが確認できる処置が必要な場合に、直ちに処置に入れる、そういう医療機関に運ぶということが、この地域の命を守る救命救急センターがここにあればええわけですけども、ない現状では、それが一番今の中ではベストではないかと、私にはちょっとそうし

か思えないんですが、ぜひご検討をいただきたいというふうに思います。

それともう一点は、今、ドクターヘリが豊岡病院を基地にしていますが、この費用については、ドクターヘリの運営費は3件で1億7,000万円出す。それ以上かかった場合はどこが持つかは、まだ決まってないというふうに言われています。

しかも、お医者さん、あるいは医療機器等々の運営費、治療に関する部分は、豊岡病院が全部持つんですね。だから、京都府北部の救命救急の費用を豊岡病院が治療は持つと。ここにも大きな矛盾が今生まれているということで、地元でも指摘を受けたわけです。これは、救命救急だけではなくて、お産であったりほかの面でも、今いろんな形で生まれてまして、豊岡病院に診察に行きますと、京都府の人はちょっと割高なところがありますということで説明が書いてある。3割高い、全部じゃないですよ、診療の。この診療は3割高いという、京都府から行くとと書いてある。そういうふうな矛盾が、今、医療体制の中には生まれてまして、ドクターヘリも同じような矛盾があって、二つの市が、京都府北部の救命救急のためになぜ税金を投入するのかという問題が生まれているというふうに聞いています。

こういう形で、いろんな今、北部に救命救急センターがないことによって、いろんな問題が生まれているのが実態だろうというふうに私は思っていますんで、そういう問題を考えても、早急に。一番の解決は、救命救急センターをつくることだろうというふうに思っておりますし、この実現のために、ぜひ先ほど言われたような形で努力していただきたいと。

再度、最後のご答弁いただけたらと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） まずは、近隣の市町とも話をし、今どういった実態であるかということ。また、それらについてもよく調べた上で、協議に入らせていただきたいというふうに思います。

1 番（野村生八） 終わります。

議 長（井田義之） これで、野村生八議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

次回は、あす6月11日、午前9時30分から一般質問を引き続き行いますので、ご参集ください。

お疲れさまでした。

（散会 午後4時12分）